

市民連合

「令和2年度

予算制度・政策に関する要望書」への回答書

令和 2 年 2 月

宇 都 宮 市

市民連合 令和2年度 予算制度・政策に関する要望書 回答目次

I	「子育て・教育の未来都市」の実現に向けて（子育て・教育・学習 分野）	頁
1	市民の結婚・出産の希望をかなえる支援	1
2	充実した子ども・子育て支援制度の構築	2
	2－1. 子ども・子育て支援の充実	
	1) 産前・産後ケアの充実	
	2) 第2期子ども子育て支援事業計画の推進	3
	3) 児童福祉施設の指導強化	4
	4) 養育・虐待等の相談対応強化	5
	5) 支援を必要とする子どもへの対応強化【重点項目】	6
	6) 奨学金制度と学習機会の拡充	7
	7) 社会的養育の推進	8
	2－2. 子どもの家の運営方法の見直しに伴う円滑な移行	8
3	学校教育の充実	9
	3－1. 教育の質の向上	
	1) ESD教育の推進	
	2) 基礎学力の確実な定着	10
	3) 教員の働き方改革の推進	11
	4) 魅力ある学校づくり地域協議会	11
	3－2. 学習環境の整備	12
	1) 学校施設・設備の計画的更新	
	2) ICT活用の推進とモラル教育の強化【重点項目】	13
	3－3. 通学路の安全確保【重点項目】	14
	3－4. いじめ・体罰・不登校への対応	15
	1) いじめ防止対策の推進	
	2) 不登校児童・生徒への対応	16
	3) 体罰の撲滅	16
	4) スクールソーシャルワーカー等の体制強化	17
	3－5. 主権者教育の充実	17
4	生涯学習の推進	18
5	生涯スポーツの環境整備	19
	5－1. 東京五輪・パラリンピック・栃木県国体開催契機の活用	
	1) キャンプの受入対応	
	2) 障がい者スポーツの推進	20
	3) オリンピックインバウンドの推進・ボランティア育成	21
	5－2. 健康増進策の強化	22
	5－3. スポーツ施設の整備	23

市民連合 令和２年度 予算制度・政策に関する要望書 回答目次

Ⅱ	「健康・福祉の未来都市」の実現に向けて（健康・福祉・医療 分野）	頁
1	健康づくりと地域医療の充実 1－1．医療体制の充実確保 1）夜間休日救急診療所・健診センター・市保健センター機能の強化と充実【重点項目】	2 4
	2）がん対策の充実	2 5
2	共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの構築 2－1．地域別データ分析の活用	2 5
	2－2．生活支援体制の整備 1）第１層協議体の体制強化	2 6
	2）第２層協議体の設置	2 6
	3）生活支援事業の促進	2 7
	2－3．認知症対策の強化	2 7
3	障がいのある人の生活を充実する 3－1．障がい者就労の確保と自立支援	2 8
	3－2．切れ目のない障がい者支援体制の構築	2 8
4	生活困窮者の自立支援 4－1．社会的孤立（ひきこもり・ニート等）に対する支援【重点項目】	2 9
	4－2．生活困窮者の自立支援	3 0

Ⅲ	「安全・安心の未来都市」の実現に向けて（安心・協働・共生 分野）	頁
1	危機への備え・対応力の強化 1－1．災害に強い都市機能の強化【重点項目】	3 1
	1－2．避難拠点の機能強化	3 2
	1－3．要援護者の支援	3 2
	1－4．水害時における災害ごみの回収支援	3 3
	1－5．防災拠点の強化	3 3
	1－6．倒木によるライフライン喪失の防止強化	3 4
	1－7．消防力の強化と消防団員の確保	3 5
2	日常生活の安心を高める 2－1．空き家対策の推進	3 6
	2－2．農業集落排水と公共下水道の接続	3 7
3	市民が主役のまちづくりの推進 3－1．市民が主体のまちづくりの推進【重点項目】	3 7
	3－2．自治会活動の維持・活性化	3 8
	3－3．男女共同参画の推進（女性の活躍推進）	3 9

市民連合 令和２年度 予算制度・政策に関する要望書 回答目次

	３－４．深刻な人権侵害に対する対応強化	４０
	１）ＤＶ・ストーカー相談の支援強化	
	２）性犯罪・虐待等への対策・教育	４１
	３－５．多様性を尊重する社会の推進	４２
	３－６．個人番号カードの活用促進	４３

IV	「魅力創造・交流の未来都市」の実現に向けて（魅力・交流・文化 分野）	頁
1	都市ブランドの確立と更なる魅力の創出	
	１－１．歴史・文化の資源化・活用の推進	４４
	１）宇都宮ブランド戦略の強化	
	２）大谷地区の観光振興と産業遺産化	４５
	３）市民遺産制度の有効活用	４６
	１－２．移住・定住を促すブランド戦略の推進	４６
2	個性豊かな観光と交流を創出する	
	２－１．国際都市としての機能強化	４７
	１）外国人との共生共存社会への対応	
	２）国際姉妹文化友好都市の発展的強化	４７
	２－２．広報広聴の充実	４８

V	「産業・環境の未来都市」の実現に向けて（産業・環境分野）	頁
1	地域産業の創造性・発展性を高める	
	１－１．産業政策	４９
	１）次世代モビリティ産業の育成支援	
	２）サービス産業の生産性向上	５０
	３）中小企業振興の強化【重点項目】	５１
	４）観光振興の推進	５２
2	商工・サービス業の活力を高める	
	２－１．中心市街地活性化	５３
3	農林業の生産力・販売力・地域力を高める	
	３－１．流通・販路の拡大と農業ブランド戦略の強化	５４
	１）農産品輸入増加対策の強化	
	２）６次産業化による農産品ブランド化	５４
	３）稲作の新品種の生産性向上	５５
	４）新規市場の開拓と流通・販路の拡大	５５
	５）災害復旧への対応	５６

市民連合 令和２年度 予算制度・政策に関する要望書 回答目次

4	環境への負荷を低減する	5 6
	4－１．再生可能エネルギーの活用	
	4－２．排出効果ガスの抑制	5 7
	1) 輸送用機器の排出効果ガス削減	
	2) 省エネルギー化の推進	5 8
	4－３．廃棄物の削減【重点項目】	5 9
	4－４．環境保全	6 0
5	雇用・労働環境の改善	6 0
6	中央卸売市場	6 1

VI	「交通の未来都市」の実現に向けて（都市空間・交通 分野）	頁
1	暮らしやすく魅力ある都市空間の形成	6 2
	1－１．ＪＲ宇都宮駅東口地区整備事業	
	1－２．ＪＲ宇都宮駅西口周辺地区整備基本計画の策定	6 3
2	快適な住環境と自然豊かな都市環境の創出	6 4
	2－１．ネットワーク型コンパクトシティの形成	
3	誰もが快適に移動できる総合的な交通ネットワークの構築	6 5
	3－１．総合的な公共交通ネットワークの構築	
	1) 第２次宇都宮市交通戦略の推進【重点項目】	
	2) 地域連携ＩＣカードの導入	6 6
	3) ＬＲＴ整備事業	6 7
	3－２．道路インフラの整備	6 8
	1) 渋滞対策の推進	
	2) 歩道の整備及び安全対策の推進	6 8
	3) 道路の維持修繕	6 9
	3－３．自転車のまちの推進	6 9
	1) 自転車法令の遵守	
	2) ヘルメットの着用促進	7 0
	3) 自転車走行空間の整備	7 0
	4) サイクリングロードの整備	7 1
	5) レンタサイクル・シェアサイクルの拡充	7 1

VII	行財政改革	頁
1	財政運営	7 2
2	人材育成・組織体制の強化	7 3

令和2年度 市民連合予算化要望

No	要望内容
I. 「子育て・教育の未来都市」の実現に向けて（子育て・教育・学習 分野）	
1	市民の結婚・出産の希望をかなえる支援 結婚を望む市民の希望をかなえるため、出会いの場の創出や、結婚・家庭観を育む教育の充実に努めるとともに、とちぎ未来クラブや民間団体等との連携を強化し、市民の結婚の希望をかなえる支援を充実させること。 また、出産を希望する市民の願いに応えるため、人工授精や不妊治療等に対する経済的な支援を充実させるとともに、民間事業主に対する就労上の配慮や不妊治療を支えるための社会的な意識の醸成に取り組み、子どもを持つ希望の実現に向けて対策を強化すること。 所管課：子ども未来課，子ども家庭課，男女共同参画課 【回答】 ・ 結婚の希望をかなえる支援の充実につきましては、令和2年度においても、引き続き、結婚観・家族観の醸成として、ふれあいのある家庭づくりCMを学校の長期休暇期間における映画館及び高校や駅前のバス停留所3箇所放映するなど、学生を中心とした若者への情報発信に取り組んでまいります。 ・ また、出会いの場の創出といたしまして、引き続き、結婚を希望する男女への自己啓発セミナーや交流会を実施するとともに、本市事業において、とちぎ未来クラブや民間団体の活動の情報提供を行っていくなど、県や民間団体等と連携を図りながら結婚の希望をかなえるための支援に取り組んでまいります。 ・ 出産の希望をかなえる支援につきましては、令和元年度から男性不妊治療に対する助成額を拡大するとともに、リーフレットへの男性不妊治療に関する情報を追加し、支援の必要な方が確実に利用していただけますよう、周知の強化に取り組んでおります。 ・ また、民間事業主に対する就労上の配慮や不妊治療を支えるための社会的な意識の醸成の取組といたしまして、雇用・就労に関する各種支援制度等の情報をまとめた「事業所便利帳」に仕事と不妊治療の両立に向けた企業の取組事例等を掲載するなど、市内企業への理解促進を図ったところであります。 ・ 令和2年度におきましても、引き続き、社会全体の意識の醸成に取り組みながら、子どもを持ちたいと望む夫婦が安心して妊娠・出産できるよう、支援の充実に取り組んでまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

2	充実した子ども・子育て支援制度の構築
	2－1. 子ども・子育て支援の充実
	1)【産前・産後ケアの充実】 産前・産後における母子の不安定な心身の状況や、産後うつ等による児童虐待を防止するため、妊産婦検診や産後ケア事業の充実を図るとともに、受診率の向上を図ること。 また、産後うつ検査や産婦健診の未受診者へのフォローを確実にを行い、こんにちは赤ちゃん事業等との連携や助産師の訪問指導等による早期ケアの制度を充実させるとともに、事業に必要となる保健師や助産師等の人員確保に取り組むこと。
	所管課：子ども家庭課，保健福祉総務課
	【回答】 - 産後ケア事業につきましては、令和元年度から、宿泊型・通所型の実施医療機関を1か所から5か所に拡充するとともに、訪問型の訪問地域を市内全域から県内全域に拡大するなど、充実を図ったところであります。 - また、妊産婦健診につきましては、母子健康手帳交付時における周知や宇都宮市産婦人科医との連携など、様々な取組を通して受診率の向上に努めております。 - 令和2年度におきましても、引き続き、医療機関や子育て世代包括支援センターなどの関係機関との連携の強化に努めながら、適切な支援につながるよう取り組んでまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

2)【第2期子ども子育て支援事業計画の推進】

昨年度に実施した「新たな保育ニーズの把握調査」の結果に基づき、保育所の年間を通じた待機児童の完全解消を図るための施設整備や、保育人材の確保及びキャリア形成・処遇改善等に対する支援を継続して行うとともに、食育の観点を踏まえた原則実費徴収である副食の質の確保、多様な保育ニーズに対応できる病児・病後児保育、理由を問わない一時的な保育、夜間・休日保育の充実等、子育て世帯が必要とするニーズを第2期宇都宮市子ども子育て支援事業計画に反映し、子ども子育て環境日本一の宇都宮を目指すこと。

また、保育需要への対応においては、利用定員の弾力化の活用に係わる「定員超過による給付費の減算措置」の期限を迎えた民間保育事業者に対し、引き続き市単独の助成措置を講じるとともに、全国市長会等を通して撤廃または期限の延長を求める等、待機児童の解消に協力していただいている民間保育事業者の支援に努めること。

所管課：保育課

【回答】

- ・ 「宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」の推進につきましては、平成30年12月に実施したニーズ調査の結果を踏まえ、現在改定作業に取り組んでいるところであります。
- ・ 保育需要への対応につきましては、令和2年度においては、継続的な待機児童の解消を目指した供給体制の確保や、保育人材の確保、食育や保育活動における安全確保を含め、保育の質の向上に取り組んでまいります。
- ・ また、ファミリーサポートセンター事業や延長保育事業など、地域子ども・子育て支援事業に引き続き取り組むほか、LRTの整備などに伴う新たなニーズや、休日保育や一時預かり事業等の特別保育のニーズの高まりといった多様なニーズに対応できるよう取り組んでまいります。
- ・ 「利用定員の弾力化」の活用につきましては、国に対し、「定員超過による給付費の減算措置の撤廃または期限の延長」について、引き続き、全国市長会など様々な機会を通じ要望を行うとともに、令和元年度に創設した、利用定員の増員に係る事業者負担を軽減する補助金の活用促進を図るなど、民間事業者の皆様に御協力いただけるような支援策の継続に取り組んでまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

3)【児童福祉施設の指導強化】

保育所・認可外保育施設に対する指導・監督の仕組みを継続的に検証し、保育事故の防止対策を強化させるとともに、有識者等による第三者評価の受審や、重大事案発生時における事故の検証等を行い、保育事故の未然防止と過去に発生した類似事故の再発防止に努め、各施設における保育の質を向上させること。

所管課：子ども未来課、保育課

【回答】

- ・ 保育所・認可外保育施設に対する指導・監督につきましては、令和2年度においても、引き続き、定例の指導監査等を行うとともに、利用者等からの通報に対しては、事前通告のない特別指導監査等を適切に実施してまいります。
- ・ また、保育に関する専門的な知見を有する巡回支援指導員が、就学前の子どもの教育・保育施設等を事前通告なく訪問し、保育の質の向上や、保育事故の未然防止に向けたアドバイスをを行う、「巡回指導支援事業」に継続して取り組んでまいります。
- ・ 第三者評価の受審につきましては、国の「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」を踏まえた「認可施設・事業の確認基準の条例」において、保育士等の自己評価を義務付け、全ての施設に対して第三者の客観的、専門的な視点による評価を受けることを努力義務としているところであり、また、第三者評価を受審した場合に、公定価格において加算を受けることができることから、引き続き、指導監査の場などを活用し、受審の意義や効果を十分に伝え、各施設・事業者の受審を促し、保育の質の確保・向上に努めてまいります。
- ・ 重大事案発生時における事故の検証等につきましては、他自治体における検証結果を収集し、各施設に周知し注意喚起しているところではありますが、本市においては、「宇都宮市子ども・子育て会議」の部会として、弁護士等の専門委員で構成する「検証委員会」を常設しており、令和2年度においても、引き続き、保育事故の未然防止に努めながら、重大事故発生時には検証を行い、提言を取りまとめるなど、重大事故の再発防止に取り組んでまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

4)【養育・虐待等の相談対応強化】

案件の増加や深刻化する児童虐待・養育相談等に適切に対応するため、相談員や保健師等の人員体制強化を図るとともに、地域の目が届きにくい未就園児や未就学児の家庭に対するアプローチを強化すること。

また、子ども家庭総合支援拠点を軸に児童相談所や警察、福祉関連部署との情報共有・相互連携を着実に図り、児童相談所や児童等地域別ケア会議の設置の必要性についても検討するとともに、親の離婚等に対する子どもへの影響を最低限に抑えるため、明石市などで実施している離婚や別居に伴う養育費や面会交流などを定める養育支援の仕組みを導入し、全ての子どもを社会全体で守り健全に育む体制を整備すること。

所管課：子ども家庭課、保健福祉総務課

【回答】

- ・ 養育・虐待等の相談対応の強化につきましては、令和元年度より、子ども家庭支援室に、新たに心理職2名を配置し、「子ども家庭総合支援拠点」として、専門性の強化や、様々な地域資源やサービスを有機的につなぐソーシャルワーク機能の充実を図ったところであります。
- ・ このような中、「要保護児童対策地域協議会」を中心として関係機関と連携しながら支援に取り組んでいるところであり、令和元年度より関係機関の実務者による会議に、新たに市内の3警察署に参加いただき、連携強化を図ったところであります。
- ・ さらに、個別事案につきましては、行政や学校、病院、警察、地域の民生委員児童委員など、困難を抱える子育て家庭に関わる関係機関が参加する「個別ケース会議」を開催し、情報共有を図りながら、適切な支援につなげているところであります。
- ・ 令和2年度におきましては、保育園などに就園しておらず行政サービスにつながない家庭への全戸訪問の実施により、養育・虐待等の相談対応の強化を図るなど、困難を抱える全ての子育て家庭が必要とする支援につながるよう、関係機関との緊密な連携を図りながらより一層の支援の充実に努めてまいります。
- ・ 養育支援の仕組みにつきましては、養育費や面会交流の事前取決めを促進するため、令和元年度において、子どもの養育に関する取り決め事項を定めた合意書の作成など、より解りやすい資料に見直しを行い、関係課が連携し資料の配布に取り組んでいるところであります。
- ・ また、相手の財産調査が可能となるなど、養育費の確保の実効性を高める法改正がなされたことから、令和2年度におきましては、こうした制度の周知に努めるとともに、引き続き、子どもの養育支援に係るひとり親家庭のニーズや先進自治体の取組を参考にしながら、本市の実情に応じた支援策を検討してまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

5)【支援を必要とする子どもへの対応強化】【重点項目】

児童虐待や育児放棄等の養育不全が深刻な社会問題となっており、子どもの将来が生まれ育った環境で左右されない社会の実現を推進するため「子どもと子育て家庭等に関する生活実態調査」の結果を踏まえ、要保護・要支援児童になる前に子どもや家庭と繋がり、経済的困窮や関係性の貧困、養育の悩みに対応できる新たな「子どもの居場所」を創設するなど、養育不全の解消と未然防止の施策・事業を充実させること。

また、施策の検討にあたっては、こども食堂や生活・学習援助等の子どもの問題に取り組む民間団体に積極的な意見聴取と財政的な支援を行い、支援を必要とする子どもへの総合的な支援体制を強化すること。

所管課：子ども未来課

【回答】

- ・ 支援を必要とする子どもへの対応強化につきましては、子どもの将来が生まれ育った環境で左右されないよう、「子どもや子育て家庭等に関する生活実態調査」の結果を踏まえ、家庭学習や生活習慣付けの支援、体験・経験機会の提供、親子相談支援等の機能を備えた「親と子どもの居場所」づくりや保育園などに就園しておらず行政サービスにつながっていない家庭への全戸訪問の実施等について検討を進めているところであり、養育不全の解消と未然防止が図られるよう、関係団体や民間事業者との意見交換を行いながら施策を検討するなど、充実強化に取り組んでまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

6)【奨学金制度と学習機会の拡充】

家庭の経済環境で子どもの進学に影響が無いよう、JASSOの給付型奨学金や各種奨学金制度の充実を図るとともに、本市返還免除型育英資金については制度の対象となる全ての生徒が活用できるよう、安定的な財源の確保策を検討し、育英基金の安定的な運用と利用者の拡充に取り組むこと。

また、子どもの学ぶ意欲や進学機会が家庭の環境により奪われることがないように、学習支援教室の拡充やこども食堂等への講師の派遣、及び他都市でも取り組みが進められている一定条件の下での通塾支援制度や家庭の実態が把握しやすい家庭教師派遣制度等を設けること。

所管課：教育企画課，生涯学習課，生活福祉第2課，子ども未来課

【回答】

- 本市の奨学金制度につきましては、国（JASSO）や県との併用を認めているとともに、これらの制度を窓口等において紹介しており、令和2年度においても、各種奨学金制度の周知に努めてまいります。
- 奨学金及び一時金につきましては、令和元年度から貸付対象を大学院生に拡大するなど、制度の拡充を図ってきたところであり、返還免除型育英修学資金貸付制度につきましても、学習成績の申請資格を撤廃するとともに、募集人数を拡大するなど、利用者の拡充を図ってきたところであります。
- 今後につきましても、国・県の動向や社会経済状況等を踏まえ、各種制度の充実を図るとともに、様々な機会を捉えて寄附金募集に係る周知に努めながら、育英基金の安定的な運用を図ってまいります。
- 通塾支援制度及び家庭教師派遣制度も含めた学習機会の拡充につきましては、生活困窮者を対象とした学習支援教室の拡充に向けて、利用者のニーズを踏まえた教室の配置について検証するとともに、自宅で学ぶことができる通信添削にも引き続き取り組むことにより、より多くの子供たちが参加することができるよう、支援内容の更なる充実を図っていくほか、魅力ある学校づくり地域協議会による放課後等の学習支援「地域未来塾」の拡充に努めてまいります。
- 子ども食堂等への講師の派遣につきましては、子どもの学習機会を確保する方策の1つの手法であり、現在、困難を抱える子育て家庭の個々の状況に応じた支援を行う仕組みづくりを検討する中で、必要性も含め検討してまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

7)【社会的養育の推進】 児童福祉法改定を踏まえ現在県で策定が進められている「社会的養育推進計画」により、虐待や貧困により親元で暮らせない子どもたちを、施設ではなく里親やファミリーホーム等の家庭的な環境で養育する新たな家庭養育政策が実施される予定であることから、県との連携を図り家庭的養育制度の啓発、推進に取り組み養護の質的転換を図ること。
所管課：子ども家庭課
【回答】 ・ 児童福祉法改正を踏まえ、国におきましては、家庭での養育が困難な児童について、施設等での養育から家庭的な養育への変換を進めているところであります。 ・ 本市におきましては、これまでも児童相談所からの要請に基づき、連携して里親を希望する方の相談や申請の受付、訪問による家庭調査を行うとともに、里親委託が決定した際は、「里親応援会議」を開催し、里親と関係機関の担当者が直接顔を合わせて、相談窓口や利用できる行政サービスの案内を行うなど、里親を応援する体制を構築しているところであります。 ・ 令和2年度につきましては、令和元年度中に県が策定する予定の「社会的養育推進計画」の内容を踏まえ、県と連携を図りながら適切に対応してまいります。
2-2. 子どもの家の運営方法の見直しに伴う円滑な移行
子どもの家の運営方式の変更が予定されていることから、円滑な制度の移行に向け、各運営委員会や指導員等との協議を進めるとともに、地域の子育てや児童の健全育成拠点として活用できるよう、地域との連携を強化すること。
所管課：生涯学習課
【回答】 ・ 子どもの家等事業につきましては、運営体制等の見直しに向けて、令和元年度に法人と委託契約する運営区域、組織体制、指導員の労働環境などについて、決定し公表したところであります。引き続き、保護者負担金の料金設定や本市の指導監督体制などについて、懇談会や子どもの家連合会、運営委員会など、多くの皆様のご意見を伺いながら、検討を進めているところであり、引き続き、全ての区域で円滑な移行できるよう取り組んでまいります。 ・ また、法人移行後においても、引き続き、地域ぐるみの子育てにより、児童の健全育成が図れるよう、新たな法人の地域との関わり方についても検討を進めてまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

3	学校教育の充実
	3－1．教育の質の向上
	1)【E S D教育の推進】 教育全般においてE S D（持続可能な開発のための教育）の理念・目標の浸透を図り、S D G sの各目標の実現を図るための持続可能な社会の担い手を育成する教育を推進すること。 特に学校運営や教育目標の策定に大きな役割を担う校長・副校長の理解が重要であることから新学習指導要領における関連性や、先進事例の例示など理念の理解・浸透を図り指導効果を高めること。
	所管課：学校教育課
	【回答】 本市におきましては、各学校の総合的な学習の時間の授業において、E S D、S D G sに係る内容の学習を行っているところであり、引き続き、校長会議等において、市内小中学校に先進的な取組事例を共有するなど、持続可能な社会の実現に向けた取組を進めてまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

2)【基礎学力の確実な定着】

「全国学力・学習状況調査」においては全教科で全国・県平均以上の正答率が得られていることから、継続的な検証改善及び、新学習指導要領の円滑な導入を行い基礎学力の向上を図るとともに、習熟度に課題がある児童・生徒に対する学習支援策等を充実させ、全ての子どもが着実に基礎学力を身につけられるよう対応を図ること。

また、中一ギャップの増加が見られることから、引き続き各種施策効果の検証を行い中一ギャップの低減に取り組むこと。

所管課：学校教育課

【回答】

- ・ 子どもの基礎学力の確実な定着につきましては、令和2年度においても、引き続き、学力調査の結果を活用しながら、「宮っ子まとめの学習月間」や各小中学校における「習熟度別学習」などを行うとともに、今後は、新学習指導要領を踏まえた授業の流れやポイントをまとめた本市独自の授業モデルである「宇都宮モデル」の実践例を活用するなど、授業の改善を一層促進してまいります。
- ・ 中一ギャップによる不登校の未然防止の取組といたしましては、教職員が保護者の相談窓口となり、スクールカウンセラーや令和元年度より全25中学校へ配置拡充したメンタルサポーターを効果的に活用し、早期発見・早期対応に努めるとともに、家庭と学校及び関係機関との連携を図るため、不登校対策チームによる学校訪問や保護者への啓発資料の配付、親学出前講座等により、一層の支援強化に努めてまいります。
- ・ 中一ギャップのうち、いじめ問題への対策につきましては、宇都宮市教育委員会・学校・家庭・地域が一体となって「いじめゼロ運動」を推進し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応の徹底を図るとともに、小・中学校の教職員による「各地域学校園児童生徒指導強化連絡会」を開催して支援方策等について検討し、情報共有を図っているところであり、今後とも、義務教育9年間を見据えた継続的できめ細かな指導に努めてまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

3)【教員の働き方改革の推進】

教職員の負担軽減と適正な働き方を確保するため、スクールサポートスタッフの配置や教職員のＩＣＴ利用環境の整備を充実させるほか、適正な労務管理の徹底や学校間のテレビ会議システムの導入等を図り、学校事務の合理化・適正化等に継続して取り組むこと。

また、教員の部活動に対する負担を軽減するため部活動指導員及び部活動地域指導者の活用を市内全校で展開できるよう、必要なマニュアルの整備及び予算の確保を行うこと。

所管課：学校教育課，教育センター，学校健康課

【回答】

- ・ 本市におきましては、平成31年4月に策定した「第2次学校における働き方改革アクションプラン」に基づき、本市独自の学級事務支援スタッフの配置や、勤務時間外の連絡対応のための体制整備、職員が移動せずに学校間交流を可能とするWEB会議システムの活用など、今後とも学校と教育委員会が一体となって働き方改革を推進してまいります。
- ・ また、本市学級事務支援スタッフと同様の負担軽減策である、国・県が実施主体であるスクール・サポート・スタッフ配置事業の早期導入につきましては、令和2年度も、県に対し、引き続き要望してまいります。
- ・ 教員の部活動に対する負担軽減につきましては、各中学校における部活動方針の運用の徹底について指導するとともに、部活動指導員の配置拡充に係る予算措置や人材確保について県に働きかけてまいります。

4)【魅力ある学校づくり地域協議会】

改定された地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく将来的な協議体の在り方等については、国の支援メニューや本市のこれまで培ってきた地域資源等を十分に考慮の上、各学校の地域環境に適合する協議会のあり方を引き続き検討すること。

所管課：学校教育課，生涯学習課

【回答】

- ・ 現在、各学校におきましては、平成30年度に一部改正した「宇都宮市立学校の管理運営に関する規則」に基づき、地域協議会からの意見を踏まえた学校運営の基本方針の策定や、職員の配置に関する意見の尊重など、これまでよりも地域協議会からの意見を学校運営に反映させるよう取り組んでいるところであります。
- ・ 今後、国におきまして令和4年度を目途に、学校運営協議会の在り方の検討が予定されておりますことから、引き続き国の動向を注視してまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

3-2. 学習環境の整備

1) 【学校施設・設備の計画的更新】

老朽化する学校施設の計画的な更新が必要であるため、公共施設総合管理計画を踏まえ、中長期的な視点で学校施設の更新を計画的に行うとともに、施設の更新においては、地域利用や避難所としての機能を考慮の上、学校トイレ洋式化等の衛生環境の改善や、特別教室・体育館・給食調理室への冷房の設置等の計画的な整備と事業の見える化に取り組むこと。

また、校庭内樹木の周辺民地・道路上への張り出しによる通行支障や、倒木・枝の落下等による人身・物損事故、防球ネット等の学校施設の破損につながらないように、定期的な剪定や老木等の危険樹木の撤去を行うなど樹木の適正な管理を行うこと。

所管課：学校管理課

【回答】

- ・ 本市の学校施設は、校舎や体育館等の多くが老朽化し、その対策が喫緊の課題となっておりますことから、現在、策定を進めている「学校施設長寿命化計画」に基づき、中長期的な視点で学校施設の計画的な更新に取り組んでまいります。
- ・ 施設の更新に当たりましては、地域利用や避難所としての機能を考慮しながら、衛生環境の改善に向けて、引き続き、校舎・体育館のトイレの洋式化を計画的に実施してまいります。
- ・ 小学校の特別教室へのエアコンの設置につきましては、火気や実験器具等の使用が必要であり、高温下においても、授業が実施されておりますことから、暑さ対策は喫緊の課題と捉えており、まずは、より使用頻度が高い中学校特別教室へのエアコン設置を令和元年度に完了したところであり、引き続き小学校特別教室への設置について検討してまいります。
- ・ 小中学校体育館へのエアコン設置につきましては、屋根や壁面の断熱化等の施設の構造上などの課題がありますことから、先進地の状況把握や、空調機器メーカーからのヒアリングを実施してきたところであり、今後、令和3年度から全ての中学校体育館への設置に向けて取り組んでまいります。
- ・ 給食調理室への冷房の設置につきましても、厨房機器などの熱源が多くありますことから、引き続き、有効性の高い整備手法について調査研究してまいります。
- ・ 校庭内樹木につきましては、各学校による日常の安全点検のほか、樹木医やプロの造園業者による樹木管理研修を受けた学校業務機動班が、作業実施前に毎回点検し、隣接地への張り出しや、倒木・枝の落下等の危険性を認めた場合には、伐採や剪定など即時対応することとしており、機動班による対応が難しい場合には、造園業者への業務委託により対応しているところであり、引き続き校庭内樹木の適正な管理に努めてまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

2)【ICT活用の推進とモラル教育の強化】【重点項目】

パソコンやタブレット等の教育用コンピューターの整備拡充を早急に行い、教育へのICT活用を積極的に推進するとともに、必須化された初等中等教育でのプログラミング教育を着実に実施するため、プログラミング的思考を育む為に必要となる指導者のスキル向上や効果的な学習機材の導入を継続的に行うこと。

また、携帯電話やスマートフォンの普及率増加により、SNS等での犯罪被害や、消費者トラブルに巻き込まれるケースが増加していることから、溢れる情報の中から適切な情報を取捨選択するための情報リテラシー教育や、ネット活用の危険性指導、ネットパトロールの強化等、指導の充実・強化に取り組むこと。

所管課：教育センター，学校教育課

【回答】

- ・ ICT教育の推進につきましては、「第2次宇都宮市学校ICT化推進基本計画」に基づき、令和2年度においても、タブレット型パソコンをはじめとしたICT環境の計画的な整備や車や信号機に組み換え可能なブロック型のプログラミング教材を用いた教員研修などによる教職員のICT活用指導力の向上を図るなど、教育の情報化を進めてまいります。
- ・ このうちプログラミング教育につきましては、令和2年度から活用するロボットカーなどのプログラミング教材を全小学校へ配布したところであり、全教職員がプログラミング教育の理念や、導入したプログラミング教材を利用した授業の指導方法を身に付けられるよう、教育センターにおける研修や校内研修を実施し、プログラミング教育を円滑に推進してまいります。
- ・ また、スマートフォンやSNSが子どもたちに急速に普及する現状を踏まえ、「宇都宮市情報モラル教育年間指導計画」を令和元年度中に改訂し、よりよい情報の使い手を育む教育を一層推進するとともに、児童生徒が安全安心にSNS等を利用できるよう、出前講座の充実などによるフィルタリングの設定やネット利用の危険性を指導するとともに、ネットいじめ等のパトロールや相談事業を継続して実施してまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

3-3. 通学路の安全確保【重点項目】

通学路合同点検指摘箇所の早急な対策を実施するとともに、継続して危険箇所の検証を行い、現行基準に適合しないブロック塀の改修促進や、児童が集まる登校班集合場所への安全対策の実施、児童が多く滞留する交差点や園児等の園外活動ルート上への誤進入を防止するためのガードパイプ（防護柵）設置等、児童・生徒並びに幼児・保育施設周辺の安全確保に取り組むこと。

また、地域ぐるみの学校安全体制を充実させるため、スクールガードリーダーの増員や防刃ベスト等の装備品の充実を行い、地域と連携した安全体制を構築すること。

所管課：学校健康課，技術監理課，道路建設課，道路保全課，建築指導課，生活安心課，保育課

【回答】

- ・ 通学路の安全対策につきましては、令和2年度においても、「宇都宮市通学路交通安全プログラム」に基づき、対策の早期実現に向けて取り組むとともに、対策完了箇所への評価の実施や必要に応じた追加対策の検討など、適切に対応してまいります。
- ・ また、通学路におけるブロック塀の改修促進につきましては、引き続き、通学路合同点検指摘箇所やスクールゾーンなどを、職員が巡回し、所有者自らの安全点検や改修を促す注意喚起や、ブロック塀等撤去費補助制度に関する周知を行ってまいります。
- ・ 児童が集まる場所や交差点、園児等の園外活動ルート等の安全対策につきましては、路面標示やガードレールの設置等、道路状況に応じた対策を講じ、児童生徒並びに教育・保育施設等周辺の安全を確保してまいります。
- ・ なお、令和元年11月に、国が示した、「キッズゾーンを対象とする交通安全対策を推進する方針」を受けて設置した、道路管理者等の関係機関をメンバーとする連絡会議における検討を踏まえ、キッズゾーンの設定を含めた総合的な交通安全対策に取り組んでまいります。
- ・ 地域ぐるみの学校安全体制の充実につきましては、本市においては、各小学校のスクールガード・チーフを中心に、各地域で持続可能な体制の下、地域ぐるみで登下校時における見守り活動などを実施するとともに、活動に必要な装備品等の配備について検討し、引き続き、地域と連携した取組を継続してまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

	3－4. いじめ・体罰・不登校への対応 1) 【いじめ防止対策の推進】 宇都宮市いじめ防止基本方針の定着と心の教育を充実させ、いじめの防止と早期発見、早期対応を図り当該児童・生徒のケアを確実に行うとともに、学校現場が問題を抱え込まないよう必要に応じ学校教育問題解決委員会等により問題解決への支援を行うこと。 また、児童・生徒に対するいじめ防止の指導効果を高めるため、動画やアニメ等のわかりやすいツールの活用や、若者が相談しやすいLINE等のSNSを活用した相談窓口の導入を行うなど、効果的な指導と相談手段の充実を図ること。 所管課：学校教育課，教育センター 【回答】 - いじめ防止対策につきましては、令和2年度においても、引き続き、いじめ根絶集会の開催やネットいじめパトロール、年4回以上のいじめアンケート調査の実施、市相談窓口ホームページによる相談受付、学校教育問題解決委員会による支援方策の検討・助言など、いじめの未然防止と早期発見、早期対応、組織的対応に取り組んでまいります。 - 動画やアニメ等のわかりやすいツールを活用した効果的な指導につきましては、道徳の授業などにおいて、いじめについての映像教材などを積極的に活用するとともに、児童生徒がいじめを題材とした寸劇を「いじめ根絶集会」で実施するなど、子どもたちの関心が高まるよう工夫しながら、指導・啓発に取り組んでまいります。 - また、LINE等のSNSを活用した相談窓口の導入につきましては、引き続き、相談窓口ホームページによる相談体制を継続するとともに、SNSを含めた効果的な相談ツールについて、調査研究してまいります。
--	---

令和2年度 市民連合予算化要望

2)【不登校児童・生徒への対応】

不登校児童数の増加が見られることから、早期発見・早期対応が出来るよう、学校や保護者が異変に気づいた際に相談ができる窓口の設置や、不登校対策チームによる学校への一層の支援強化により、家庭と学校及び関係機関との連携を充実させること。

また、個々の不登校児童生徒の状況に応じた学校における支援体制の充実を図るとともに、学校以外の機関や居場所の確保等の多用で適切な教育機会の確保や、学校と福祉・医療などの関係者によるネットワークによる支援の構築を行い、児童生徒の社会的自立に向けた支援を行うこと。

所管課：教育センター，学校教育課

【回答】

- ・ 不登校児童・生徒への対応につきましては、教職員が保護者の相談窓口となり、スクールカウンセラーや令和元年度より全25中学校へ配置拡充したメンタルサポーターを活用して、早期発見・早期対応に努めるとともに、家庭と学校及び関係機関との連携を図るため、不登校対策チームによる学校訪問や保護者への啓発資料の配付、親学出前講座等により、一層の支援強化に努めてまいります。
- ・ また、多様で適切な教育機会の確保につきましては、学校における別室登校支援の充実や適応支援教室、フリースクール等の民間施設との連携について、不登校対策チームが学校に指導・助言を行うなど、教職員の不登校支援に対する意識の更なる向上を図ってまいります。
- ・ 学校と福祉・医療などの関係者によるネットワークによる支援の構築につきましては、不登校の要因・背景として、家庭環境に問題がある事案において、不登校対策チームのメンバーであるスクールソーシャルワーカーが学校や家庭、福祉・医療などの関係機関と連携を行うなどして、支援の充実を図ってまいります。

3)【体罰の撲滅】

体罰や暴力による指導が全国的な問題となっており、本市においても事案が発生していることから、教職員や部活動指導者に対する暴力によらない指導スキルの習得・研修等を充実させるとともに、学校の対応に不安を感じた際に、児童・生徒、保護者が直接相談できる窓口を設け体罰による指導の撲滅を徹底して図ること。

所管課：学校教育課，学校健康課

【回答】

- ・ 体罰撲滅の実現につきましては、令和2年度においても、引き続き、体罰相談ダイヤルの周知や、節目研修や臨採教員等研修などを通して、体罰は絶対に許されない行為であるという意識をさらに向上させるとともに、部活動指導者を対象とした体罰防止研修の実施や、「宇都宮市部活動方針」に基づいた適切な運営など、体罰根絶に向けた取組の充実を図り、児童生徒や保護者から信頼される学校づくりを推進してまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

4)【スクールソーシャルワーカー等の体制強化】 複雑化する不登校や家庭問題等に確実な対応を図るためには、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー・メンタルサポーター、スクールロイヤー等の専門的な知見を有する職員の対応が欠かせないことから、体制の強化と活用を図り、家庭・学校のケアを充実させること。
所管課：学校教育課
【回答】 - 本市におきましては、高い専門性を生かした児童生徒及び保護者との相談や教職員への助言を行うスクールカウンセラーを各小中学校に派遣するとともに、生徒と触れ合う中で教員とは違った立場で生徒の気持ちに寄り添い、生徒等の相談を行うメンタルサポーターを令和元年度より全中学校に派遣しているところであり、引き続き、これらを効果的に活用するとともに、今後、スクールカウンセラーを核とした相談体制の充実について検討してまいります。 - また、スクールソーシャルワーカーによる体制の強化につきましては、学校からの要請の増加や、長期的な支援が必要な事案も多いことから、相談件数の推移や取組効果を踏まえながら、支援体制の更なる充実について検討してまいります。 - さらに、スクールロイヤーにつきましては、引き続き、本市独自の学校支援アドバイザーである弁護士等から助言等を得ながら、学校を支援するとともに、現在、文部科学省が令和2年度から各地の教育事務所に配置を検討しているスクールロイヤー制度の動向について注視してまいります。
3－5．主権者教育の充実 年齢満18年以上満20年未満の選挙投票率が全国的に低調であることから、学校における指導上の政治的中立に留意の上、主権者教育の充実・強化に取り組むこと。
所管課：学校教育課，選挙管理委員会事務局
【回答】 - 本市におきましては、引き続き、小・中学校の社会科での選挙の学習や、中学校の生徒会役員選挙での模擬投票などの実施により、児童生徒が自ら考え、判断する力を身に付けることができるよう指導してまいります。 - また、令和2年度から順次実施される新学習指導要領におきましても、小・中学校における主権者教育の充実が示されておりますことから、引き続き、教職員を対象とした研修会におきまして、児童生徒の社会に参画する意識を高める効果的な事例を紹介するなど、各学校における主権者教育の取組を促進して、将来、主権者として積極的に政治に参加する児童生徒の育成に努めてまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

4	生涯学習の推進
	超高齢化社会や人口減少社会を踏まえ、市民の生涯に渡る学習機会の充実や、地域課題に対応しうる人材の育成が社会的に求められているため、各種講座や図書館事業の充実・強化に取り組むとともに、福祉やまちづくり等の社会的な課題に対応しうる地域人材育成推進事業やシルバー大学との連携等、地域課題の解消に資する生涯学習の強化及び学び直しの支援に取り組むこと。
	所管課：生涯学習課
	【回答】 生涯学習の推進につきましては、令和2年度においても、引き続き、「第3次宇都宮市地域教育推進計画」に基づき、学び直しに資する大学等による公開講座などの学習情報の提供や、令和元年度から開始した市民による自主的な講座の開催を支援する「宮の学び人レクチャー」の実施による学んだ人材が学んだ成果を生かし活躍できる取組の推進など、社会的な課題に対応した取組を推進してまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

5	生涯スポーツの環境整備
	5－1. 東京五輪・パラリンピック・栃木県国体開催契機の活用 2020年度に開催される東京五輪・パラリンピック等の効果を最大限に活かすため、下記の取り組みを行うこと。
	1)【キャンプの受入対応】 本県とキャンプ地として覚書を締結したハンガリー選手団の受入体制を万全に整えるとともに、来日するアスリートや競技関係者との交流の場やハンガリーの食や文化に触れる機会を創出し、ハンガリーとの交流を推進すること。 また、3 x 3のキャンプ地としてより多くの国に本市を活用していただけるよう受入体制の整備やプロモーションの強化を行うこと。
	所管課：都市魅力創造課、学校健康課、スポーツ振興課、国際交流プラザ
	【回答】 ・ オリンピックキャンプ地の受入につきましては、本市の魅力発信や、「スポーツへの興味・関心」の高まり、「スポーツを通じた国際交流の促進」など、様々な効果が期待できるものと考えておりますことから、令和2年度においても、引き続き、県や各関係団体と連携・協力しながら、態勢を整えてまいります。 ・ キャンプの受入を通じたハンガリーとの交流の推進につきましては、現在、本市におきましても、国際理解を深めるため、諸外国の料理を学校給食に取り入れており、令和2年度におきましても、引き続き、市の標準献立に位置付けているハンガリーの伝統料理などを提供することにより、食文化を含め、ハンガリーへの関心を高めてまいります。 ・ 3 x 3の事前トレーニングキャンプにつきましては、オリンピックと同様のコートやゴールを設置するとともに、中心市街地において大胆に解放された本番の会場に近い練習環境を提供するなど、他に類を見ない受入態勢の整備を目指してまいります。 ・ また、プロモーションの強化につきましては、自治体が直接個々の国へ働きかける一般的なキャンプ誘致と異なり、バスケットボールを世界規模で統轄する国際競技連盟である、「FIBA」を通して各国のバスケットボール協会へ働きかける「宇都宮モデル」のキャンプ誘致により、オリンピックの3 x 3競技へ出場が決定した国も含めた可能性のあるすべての国に、本番に近い環境を提供する本市の事前トレーニングキャンプの優位性をPRしてまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

2) 【障がい者スポーツの推進】

障がい者スポーツの認知向上と普及を推進し、障がい者のスポーツ機会拡大や活動支援の輪を広げる活動に積極的に取り組むこと。

また、国体と併せ開催される全国障害者スポーツ大会に向け、手話通訳者や各種ボランティアの確保・育成に取り組み、本市障がい者スポーツを推進すること。

所管課：障がい福祉課、スポーツ振興課、国体推進課

【回答】

- ・ 障がい者スポーツの推進につきましては、令和2年度においても、引き続き、「宇都宮市サン・アビリティーズ」において、パラリンピックや全国障害者スポーツ大会の競技種目である「ボッチャ」や「車椅子バスケットボール」等の講座を開催し、その認知度向上と普及に取り組むとともに、障がい者がスポーツに触れる機会を支援する「うつのみやふれあいスポーツ大会」においても、介護士等を目指す学生によるボランティア協力や、プロスポーツチーム等のサポートによる視覚障がい者の「タンデム自転車」体験など、多様な交流を深めるほか、東京2020パラリンピックにつきまして、本市においても聖火フェスティバルを開催するなど、障がい者のスポーツに関わる機会や活動支援の拡充に取り組んでまいります。
- ・ また、令和4年に開催される「全国障害者スポーツ大会」に対する市民の理解や関心を高めるため、「国民体育大会」と一体となって各種広報活動に取り組んでいくとともに、引き続き、手話通訳者などコミュニケーション支援を担う人材を増やすため、栃木県と共同での手話通訳者養成講座の実施や、手話等の各種奉仕員の養成など、障がい者スポーツの推進に取り組んでまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

3) 【オリンピックインバウンドの推進・ボランティア育成】

東京圏域での宿泊施設が不足し、外国人来訪者を中心に周辺地域への宿泊者が増加する傾向にあることから、旅客業界や経済界と連携し、本市への宿泊を誘導するなどオリンピック関連インバウンドの積極的な取り組みを行うこと。

また、2022年の国体開催に向け、大会ボランティアの派遣・育成に積極的に取り組むこと。

所管課：観光交流課、都市魅力創造課、国体推進課

【回答】

- ・ オリンピックインバウンドの推進につきましては、東日本の新幹線沿線自治体などで構成されている「東日本連携・創生フォーラム」に参画し、外国人の誘客に向けた周遊ルートを構築するなど、本市のPRを行っているところであります。
- ・ 令和2年度におきましても、宇都宮ホテル旅館協同組合などと連携しながら、旅行会社等に働きかけを行うとともに、オリンピック関連で訪れる外国人観光客に本市まで足を伸ばしてもらえよう、「東日本連携・創生フォーラム」等と連携しながら、SNSやパンフレットでの情報発信を行うなど、積極的な外国人観光客の誘客に取り組んでまいります。
- ・ 国体開催に向けた大会ボランティアの派遣・育成につきましては、平成31年2月に策定した「いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会宇都宮市市民運動アクションプラン」に基づき、市民への周知啓発に携わる「広報ボランティア」、競技会場等の美化活動等に携わる「美化ボランティア」、競技会場で運営支援に携わる「大会運営ボランティア」の3つに区分し、募集・育成の準備を進めているところであります。
- ・ そのような中、早期に市民のボランティア参加意識の高揚を図るため、令和元年11月に市実行委員会において、「広報ボランティア募集要項」を策定し、令和2年4月から先行して「広報ボランティア」の募集を開始する予定であり、育成や認知度向上に向けた広報活動を展開してまいります。また、「美化ボランティア」・「大会運営ボランティア」につきましても、令和2年度中に募集要項を策定し、順次、育成や大会開催に向けた活動に取り組んでまいります。
- ・ 今後とも、積極的に、市民のボランティア活動への参加を促すとともに、講習会等を通して、おもてなしの心をさらに育み、市民一丸となって大会を盛り上げられるよう、大会の万全な運営に向け準備を進めてまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

5－2. 健康増進策の強化

子どもから勤労世代、高齢者までひとり1スポーツを推進することにより、市民の健康増進や健康寿命の延伸（フレイル予防）に努めること。

また、身近な場所で身体を動かすことができる公園の環境整備を図るとともに、健康ポイント事業による活動機会の推進を進め、協賛事業者の拡充や民間企業への活用等に積極的に取り組み日常的な健康活動を推進すること。

所管課：スポーツ振興課、健康増進課、公園管理課

【回答】

- ・ 子どもから勤労世代、高齢者まで幅広い世代のスポーツの推進につきましては、「宇都宮市スポーツ推進計画」に基づき、「ひとり1スポーツ」の実現を目指し、令和2年度においても、引き続き、地域スポーツクラブの活動支援や、各種スポーツ教室の実施、誰でも取り組みやすいニュースポーツの普及促進などの施策・事業を実施してまいります。
- ・ 公園整備につきましては、健康志向などの利用者ニーズを的確に捉え、多目的広場の整備や健康遊具の設置を行ってきたところであり、引き続き、ワークショップや地域住民との意見交換を行いながら、地域の皆様に愛着を持ち、長く親しんで利用していただける公園の環境整備に努めてまいります。
- ・ また、健康ポイント事業につきましては、令和2年度においても、プロスポーツチームと連携することなどを含め、事業の周知・PRに努めるほか、ポイント交換先の充実に向け、協賛事業者の更なる確保に取り組むとともに、健康ポイントアプリのランキング表示機能や、身近な人や事業所等でグループを作成できる機能を活用していただくなどにより、事業所ぐるみでの参加促進も図るなど、今後とも様々な創意工夫により、市民の健康づくりの向上を図ってまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

5－3. スポーツ施設の整備

国際的な大規模スポーツイベントの開催等により、市民の日常的な健康増進の気運が高まることから、第2次宇都宮市スポーツ施設整備計画の推進においてはNCCとの整合を図り、身近な場所で市民が気軽にスポーツを楽しめる施設整備に努めるとともに、本市をホームタウンとするプロスポーツとの相乗的な効果を狙い、今後の活用が検討されている宮原運動公園並びに、水上公園跡地等への多目的運動広場や3x3等が出来る屋外バスケットゴールの設置、周辺自転車専用道との接続等を検討するなど効果的な整備を実施すること。

また、平均気温の上昇により夏場の運動機会においては危険を伴うレベルの猛暑となる日数が増加していることから、市営屋内運動場へは計画的にエアコンの設置を行い、市民の運動機会を確保すること。

所管課：スポーツ振興課、都市魅力創造課、公園管理課

【回答】

- ・ スポーツ施設の整備につきましては、「第2次宇都宮市スポーツ施設整備計画」に基づき、「ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン」を踏まえ、身近な場所でのスポーツ・健康づくりの機会確保や、全市的なバランスを考慮した施設の適正配置を推進しており、今後につきましては、北西部地域への体育施設整備の内容をまとめた施設整備基本計画の策定に向けて取り組んでまいります。
- ・ 宮原運動公園につきましては、令和元年度に健康遊具や多目的に活用できる芝生広場などの公園施設の実施設計を行ったところであり、令和2年度につきましては、テニスコートなどの再整備工事を計画しております。
- ・ 水上公園跡地の再整備につきましては、多目的広場やジョギングコースの整備、隣接する田川サイクリングロードとの接続を図るなど、市民が日常的に健康増進を図ることができるよう効果的な整備に取り組んでまいります。
- ・ 屋内運動場へのエアコンの設置につきましては、令和元年度に清原体育館の空調整備を含めた改修実施設計を行っており、スポーツ大会などの実施環境の向上に向けて取り組んでまいります。
- ・ 今後とも、計画に基づいた施設整備・改修を着実に推進するとともに、3x3などに気軽に親しむことができる環境づくりなども含め、プロスポーツから生涯スポーツまで多様なスポーツ活動環境の充実に努めてまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

Ⅱ.「健康・福祉の未来都市」の実現に向けて（健康・福祉・医療 分野）	
1	健康づくりと地域医療の充実
	1－1. 医療体制の充実確保
	1)【夜間休日救急診療所・健診センター・市保健センター機能の強化と充実】 【重点項目】 健診センター及び夜間休日救急診療所は、築37年が経過しており、施設や機器の老朽化に伴い、精度の高い先進機器の導入や、感染症の可能性のある患者用の待合室の確保、診察室の増設等が必要となっていることから、将来の社会変動を見据えた保健・医療サービスの拠点となるよう、夜間休日救急診療所・健診センター（宇都宮市医療保険事業団）及び、三師会の事務局機能の一体的な整備を推進し、実施計画の早急な策定に取り組むこと。 また、市保健センターにおいては、時代に即した機能の見直しを図り、市民の健康増進を推進すること。
	所管課：保健所総務課、健康増進課
	【回答】 ・ 夜間休日救急診療所・健診センターにつきましては、「宇都宮市公共建築物長寿命化推進計画」などに基づき、計画的に施設や設備等の改修・更新を行っているところであり、令和2年度においても、現在実施している、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、市医療保健事業団との意見交換を継続し、施設機能の充実強化など、将来に向けた施設の在り方等について引き続き検討してまいります。また、三師会の事務局機能の整備については、在り方の検討を行う中で、三師会において十分な話し合いがなされるものと考えております。 ・ 市保健センターにつきましては、子どもから高齢者まで幅広い年代を対象に、健康相談や運動・栄養に関する健康教育、健診など様々な保健事業を実施できる健康づくりの中核施設として重要な役割を担っており、今後も市民のニーズに対応しながら、時代に即した保健事業を推進してまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

	2)【がん対策の充実】 がんの早期発見・早期治療が重要であることから、各種がん検診の受診率向上に取り組むとともに、がん患者の生活や社会復帰に必要なサポートを充実させること。 また、介護保険事業の対象とならない20歳から40歳未満の若年がん患者の終末期ケアにおける体制や費用負担に課題が見られることから、住み慣れた地域で終末期を迎えられるよう、在宅サービスの一部助成や福祉用具の貸与等を行う「若年者在宅ターミナルケア支援事業」を実施すること。
	所管課：健康増進課
	【回答】 - 各種がん検診の受診率向上につきましては、令和2年度においても、集団健診における市民ニーズの高い総合健診や早朝健診の日程などを充実するほか、がんの罹患率が高い年代の未受診者に対して受診勧奨に取り組むとともに、がん患者の生活や社会復帰に必要なサポートの充実につきましても、がん患者の就労支援に関する情報の提供を、引き続き、市ホームページ等で実施してまいります。 - また、「若年者在宅ターミナルケア支援事業」につきましては、「がん対策基本法」に基づき、国において制度整備の必要があるとの認識のもと、制度の創設について国や県に要望をしてきたところであり、今後も引き続き、国や県に対し制度創設を要望していくとともに、市が行うべき支援については、国の制度が創設されるまでの間の支援について、検討してまいります。
2	共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの構築
	2-1. 地域別データ分析の活用 共生社会の実現に向けて、NCCと一体となった地域包括ケアシステムを構築するにあたり、NCCの拠点や地域ごとに地域の現状や課題を数値によって「見える化」した上で、科学的根拠に基づいた介護予防や生活支援の施策、社会的処方及び健康格差の解消を講じるための施策が大変重要であるため、地域別データ分析に関しては実績のある研究機関や有識者から意見を伺い評価・分析・対策等を行うこと。
	所管課：高齢福祉課、保健福祉総務課、健康増進課
	【回答】 - 地域別データ分析につきましては、医療や介護などの関係団体で構成する社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会や地域包括ケア推進会議のほか、公衆衛生学や健康科学を専門とする大学の有識者から御意見を伺いながら、39の地区連合自治会ごとに各地域の特徴や傾向を把握するとともに、地域単位で取り組むべき健康課題などについて分析しているところであり、 - 令和2年度につきましては、「第9次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第8期宇都宮市介護保険事業計画」の策定年度でありますことから、社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会などの有識者から、引き続き御意見を伺いながら、高齢者を地域全体で支える社会の実現に向け、地域別データの分析結果を活用するなど、科学的な根拠に基づく様々な施策の企画・立案などを行ってまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

	2－2．生活支援体制の整備
	1)【第1層協議体の体制強化】 第1層協議体は、市全体を把握し、必要なサービスの創出や担い手の養成、活動する場の確保など、本市施策の中心のプロデュース機能を有する協議の場である。第1層協議体での協議の結果を第2層協議体へ伝達し、第2層協議体での課題を吸い上げ市全体のサービスを構築するなど、実効性のある組織となるよう、第1層協議体の体制強化を図ること。
	所管課：高齢福祉課
	【回答】 第1層協議体の体制強化につきましては、令和2年度においても、引き続き、市内の全第2層協議体を集めた情報交換会において、第1層協議体での協議結果や各地域での取組状況に関して情報提供を行うほか、第1層協議体である社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会において、第2層協議体に共通する課題や対応策についての全市的な視点からの検討に加え、地域で活動する介護・福祉の専門職や、地域団体が参画する地域包括ケア推進会議の生活支援部会においても検討し、その結果を第1層協議体にフィードバックすることで、より地域の実情にあった資源開発につなげるなど、課題解決に向けた実効性を確保しながら、第1層協議体の体制強化に取り組んでまいります。
	2)【第2層協議体の設置】 市内全域に第2層協議体の設置を進めるにあたり、まちづくり組織との分断が生じないように配慮し、第2層協議体が必要とする情報や物資を提供できるよう努めるとともに、地域担当保健師と第2層協議体や地域サロン、地区社協会議や民児協議等との地域組織との連携を強化し、地域包括支援センターと地域主体の取り組みへの支援を充実させること。
	所管課：高齢福祉課
	【回答】 第2層協議体の設置につきましては、令和2年度においても、引き続き、全39地区連合自治会圏域における第2層協議体の設置に向け、各地域団体を対象とする勉強会や情報交換会の開催などを通じて、他自治体の先行事例や市内における各第2層協議体の取組状況について広く情報提供を行うほか、第2層協議体を設置した地区に対しては、地域が主体的に検討や活動に取り組めるよう、運営費を支援するとともに、まちづくり部門や地区担当保健師などの庁内組織や、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、地域サロン等の地域団体、地域包括支援センターなどの関係者間において情報共有を図るなど、連携を強化し、第2層協議体の活動を支援してまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

3)【生活支援事業の促進】 生活支援事業の速やかな実施に向けて、適用条件の緩和や条件整理等を行い、地域や事業者が取り組みやすい事業・制度となるよう見直しを図ること。
所管課：高齢福祉課
【回答】 - 生活支援事業の促進につきましては、要支援者等に対するよりきめ細やかな支援の充実を図るため、地域包括ケア推進会議の生活支援部会において、国の実施要綱に基づく介護予防・日常生活支援総合事業の事業評価を毎年度実施しているところであり、このうち住民主体である訪問型サービスBにおきましては、事業への参入を促進するため、事業内容や事務手続などの内容を盛り込んだ手引きを作成し、出前講座等を開催しながら、事業への理解促進に取り組むとともに、地域包括支援センターや事業者等を対象としたヒアリングの結果などを基に現状を把握しながら、サービスの提供時間・頻度の見直しや、運営に対する補助の増額を行ってきたところであります。 - 令和2年度におきましても、引き続き、高齢者の自立支援に向けた生活支援事業を促進するため、様々な機会を通じ、周知啓発を行うとともに、地域や事業者、生活支援部会などの意見を伺いながら各種事業や制度の運用に必要な改善を行ってまいります。
2－3．認知症対策の強化 国が示した「認知症施策推進大綱」に基づき、本市施策の充実強化及び認知症に対する理解促進を図ること。 また、認知症本人や、その家族に対する早期からの心理・生活の支援を充実させるため、認知症本人のピア活動の推進や認知症カフェ、家族の会の情報提供を行うなど、認知症になっても安心して暮らしていける地域づくりを推進すること。
所管課：高齢福祉課
【回答】 - 認知症対策の強化につきましては、国の「認知症施策推進大綱」に基づき、引き続き「宇都宮市みんなで考える認知症月間」における市民公開講座等の啓発事業の充実や認知症サポーター等の養成など、認知症の正しい理解に向けた周知啓発を推進するほか、認知症サポーターが本人や家族に対する支援を実践できる新たな方策を検討するなど、認知症高齢者等対策の充実強化に取り組んでまいります。 - また、認知症の本人やその家族に対する早期からの心理・生活の支援につきましては、引き続き「認知症の人と家族の会」と連携し、本人のピアサポート活動の促進や認知症カフェの運営に取り組むとともに、本人や介護者の不安軽減のための「もの忘れ相談会」の開催や、認知症の状態に応じたサービスや支援がわかる「認知症ガイドブック（ケアパス）」の配布などにより、認知症になっても住み慣れた地域でより安心して暮らすことができる地域づくりを推進してまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

3	障がいのある人の生活を充実する
	3－1．障がい者就労の確保と自立支援 障がいを持った方が経済的にも日常生活面においても自立した生活が送れるよう、特例子会社の設置推進や、農福連携による就労支援の拡大を図り、障がい者の就労支援及び賃金向上に取り組むこと。 また、相談支援専門員はそれぞれの障がい特性や年齢に応じた支援の専門性が必要であることから、各種専門性の向上を図るとともに支援に必要な人員を確保すること。
	所管課：障がい福祉課，農業企画課，商工振興課
	【回答】 - 障がい者の就労支援と賃金向上につきましては、令和2年度においても、引き続き、障がい者など就職困難者を雇用した企業に対する「就職困難者雇用奨励金」の支給や、企業が遵守すべき障がい者の法定雇用率や「特例子会社の設立」に関する制度概要などを掲載した、企業向け啓発冊子「事業所便利帳」による周知・啓発に取り組むほか、ハローワークと共催で、「障がい者就職ガイダンス」の開催など、障がい者の就職支援に取り組んでまいります。 - また、障がい福祉サービス事業所における就労支援といたしまして、引き続き、「わく・わくショップU」の運営や、企業等から下請け業務を受注する「福祉的就労業務開拓・マッチング事業」の実施、農福連携の推進など、就労支援の拡大や工賃向上に取り組んでまいります。 - 相談支援専門員につきましては、サービス利用者への支援技術や専門性の向上を図るため、事例検討や研修会等を実施するほか、栃木県が実施する「初任者研修」や「現任研修」の受講を促すなど、相談支援専門員の育成、確保に努めてまいります。
	3－2．切れ目のない障がい者支援体制の構築 障がい者の成長に伴い、発達支援センター、教育委員会、障がい福祉、介護福祉サービスと複数の部局・支援制度との繋がりを持つことから、各部局間の情報伝達や連携を強化し切れ目のない支援制度を構築すること。
	所管課：障がい福祉課，高齢福祉課，子ども発達センター，教育センター
	【回答】 切れ目のない障がい者支援体制の構築につきましては、「第5期宇都宮市障がい福祉サービス計画」及び「第1期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」で掲げる施策を着実に推進するため、引き続き、福祉関係事業所や医療機関、当事者団体などとの連携を図るとともに、障がいのある方がライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援を受けられる体制強化に向けて、各部局間の情報伝達や連携強化に努めてまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

4	生活困窮者の自立支援
	4－1．社会的孤立（ひきこもり・ニート等）に対する支援【重点項目】 中高年（40才～64才）におけるひきこもりが社会問題となっていることから、県で実施された実態調査の結果を踏まえ個々のニーズや状況に即した支援が行えるよう対策を強化すること。 また、相談体制の強化や支援機関の情報発信、ひきこもり支援に携わる人材の養成・活用等に継続して取り組み社会的な孤立からの早期復帰を支援すること。
	所管課：保健福祉総務課、子ども未来課
	【回答】 - 社会的孤立（ひきこもり・ニート等）に対する支援につきまして、令和2年度においては、現在、県が実施している複雑・複合的な課題を抱える世帯の実態を調べるための「民生委員・児童委員に対する『見える化調査』」の結果などを活用し、本市におけるひきこもり等の困りごとを抱える世帯の状況の把握に努めるとともに、支援に関わる関係機関等が連携し、引き続き、本人や家族の状況に応じた就労支援などの必要な支援に努めてまいります。 - また、このような方々が気軽に相談できるよう、引き続き、医療、介護、福祉などの各相談窓口や支援機関の支援内容等の情報発信を図るほか、様々な相談に対し専門性を持ち適切に対応できるよう、国や県主催の講習会への参加等を通じ、相談員等の資質の向上に努めてまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

4－2．生活困窮者の自立支援

生活困窮者が一般就労に就くためには、それぞれの生活困窮者の状態により、いくつかの段階を経る必要があり、支援付き就業の機会の提供などを行う就労訓練事業（いわゆる中間的就労）の場の提供などにより、本人の状態に応じた就労支援を充実する必要があることから、更なる就労訓練事業者の開拓を推進すること。

また、事業推進に当たっては、ジョブコーチの導入など先駆的な取り組みを行い、既に実績のある一般社団法人栃木県若年者支援機構との連携及び業務委託も含め検討すること。

併せて、中間的就労の事業内容としては、独居高齢者など買い物弱者の問題や家財の整理の問題などの生活支援事業や、高齢化・少子化に伴う人手不足、後継者不足から耕作放棄につながりかねない農家を応援して地域農業を守るなど、地域社会への貢献に資する中間的就労の場を提供できるよう、その仕組みを構築すること。

所管課：生活福祉第2課，生活福祉第1課

【回答】

- ・ 生活困窮者の自立支援における就労訓練事業の取組につきましては、社会福祉法人等を対象とした就労訓練事業に関する県主催の説明会を活用し、就労訓練事業者の開拓に努めており、就労に困難を抱える生活困窮者の状況に応じた就労機会を提供するため、生活困窮者自立支援法に基づく就労訓練事業所として2カ所を認定しております。
- ・ 令和2年度につきましては、引き続き、本人の自立に向け、様々な就労体験を提供できるよう、民間事業者が持つ幅広いノウハウも活用することにより中間的就労を推進してまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

Ⅲ.「安全・安心の未来都市」の実現に向けて（安心・協働・共生 分野）	
1	危機への備え・対応力の強化 1－1. 災害に強い都市機能の強化【重点項目】 近年激甚化、頻発化している風水害において、市民の生命、身体及び財産を保護するため、頻繁に溢水・越水している河川の機能強化を行うとともに、雨水処理能力の弱い都市部の合流式下水道の分流整備等を行うなど重点排水区の設定及び整備計画の見直しを行うこと。 また、近年の異常な降雨状況を踏まえ、国でも議論されている確率降水量による都市整備の在り方を見直し、今後の気象変動に対応しうる社会資本の整備根拠となる指標及び整備計画の見直しを行うこと。 所管課：河川課，下水道建設課，道路保全課，技術監理課 【回答】 ・ 河川の機能強化につきましては、令和2年度も引き続き都市基盤河川奈坪川などの河川改修などを計画的に推進するとともに、浸水被害軽減のため、河川の流下能力を最大限に発揮できるよう、河川の浚渫や除草による適正な維持管理等を行ってまいります。 ・ 重点排水区の設定及び整備計画につきましては、平成31年3月に策定した「公共下水道雨水整備改定計画後期計画」に基づき、陽東4丁目をはじめとする重点6排水区の浸水被害の軽減に向けた取組を進めており、令和2年度につきましても、引き続き、本計画で位置付けた重点排水区の雨水幹線等の整備を計画的に進めてまいります。 ・ さらに、総合的に治水対策を推進するため、庁内横断的な組織として「雨水対策強化推進チーム」を立ち上げたところであり、県と市が役割分担のもと、連携を図りながら、雨水流出抑制策の検討などに取り組んでまいります。 ・ また、国におきましては、気候変動を踏まえた水災害対策について検討を始めたところありますことから、その情報収集に努めるなど、国の動向を踏まえながら、本市における対応を検討してまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

1－2．避難拠点の機能強化

大規模災害や水害時に電源が喪失された場合、避難所での各種情報源や安否の連絡手段となるスマートフォンや携帯電話、パソコン等の機能が維持されることが必要であることから、避難所への蓄電池や非常用電源を整備し、避難先での市民の情報源を確保・支援するための電源の自衛措置を講ずること。

また、停電時に指定避難所(学校体育館)が断水しないよう、高架水槽用ポンプの給水方式を採用している体育館においては、早急に水道直結方式に切り替えること。

所管課：危機管理課，学校管理課

【回答】

- ・ 避難所における非常用電源につきましては、各地区市民センターに太陽光発電や蓄電池などを、備蓄避難所50か所にはガス発電機を整備しております。さらに今後は、スマートフォン充電用機器を各避難所に備えるほか、備蓄避難所の拡大、災害時応援協定などを活用した電源確保策についても検討してまいります。
- ・ 高架水槽の体育館につきましては、停電時においても水槽内の水を利用できるとともに、給水車や備蓄しているペットボトル飲料水などにより、給水体制を確保しております。
- ・ 今後も、施設の改修などの際には、災害時を想定し、適切な給水方式を検討してまいります。

1－3．要援護者の支援

台風19号における要援護者支援制度の対応を検証し、より実効性を高める制度となるよう改善を図ること。

所管課：保健福祉総務課，高齢福祉課，障がい福祉課

【回答】

- ・ 災害時要援護者の支援につきましては、台風19号の接近に伴い、本市に大きな被害をもたらすことが懸念されましたことから、市として、台風接近前に各地区市民センターや市民活動センターを通じて、災害時要援護者に対する配慮などについて、改めて各地区へお伝えしたところであり、災害時要援護者名簿に登録された要援護者に対して注意喚起の連絡や、地区支援班の備える連絡網を活用した避難所開設等の情報発信を行うなどの活動が行われたところであります。
- ・ 令和2年度につきましても、制度への理解と協力を得られ、災害時に制度が円滑に運用されるよう、引き続き、各地区においてリーフレットや運用マニュアルを活用した制度説明会を実施していくとともに、台風19号における地区の好事例についても紹介し活動の参考としていただくなど、さらに実効性のある制度となるよう努めてまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

	1－4．水害時における災害ごみの回収支援 河川の溢水・越水や雨水冠水等で床上浸水等の被害が発生している地区においては、例外なく所有車両等の水没により災害ごみの受入場所まで搬出することが困難であり、生活復旧や公衆衛生上の弊害となることから、水害発生時のごみの回収方法を見直し、被災された市民の生活復旧が迅速に行えるよう防災計画に反映すること。
	所管課：ごみ減量課，危機管理課
	【回答】 ・ 水害時における災害ごみの回収支援につきましては、平成30年に一部見直しをいたしました「宇都宮市地域防災計画」において、災害ごみの受入場所までの搬入について、「自ら搬入することが困難な場合及び道路等に散在し緊急に処分を必要とする場合には、市が実施する。」と規定しており、令和元年台風第19号被害の際には、所有車両等の水没により災害ごみを受入場所まで搬入することが困難な市民からの申出に対しまして、発災翌日から市による戸別収集を実施したところであります。 ・ 今後とも、迅速かつ円滑な災害ごみの収集に努めてまいります。
	1－5．防災拠点の強化 洪水ハザードマップ上浸水区域内にある防災拠点（消防局消防本部・地区市民センター・消防団詰所・避難所等）が機能損失しないよう、避難・防災拠点への対策を講じること。
	所管課：危機管理課，消防局総務課
	【回答】 ・ 洪水浸水想定区域内にある防災拠点につきましては、浸水被害を受ける恐れがある場合は、あらかじめ定めた近隣施設に機能を速やかに移転できるよう体制を強化し、対策を講じてまいります。 ・ なお、避難所につきましては、対象となる地域に対するハザードマップの全戸配布や住民説明会を実施しており、引き続き、洪水時は区域内の避難所を開設しないことや、区域外に避難することを周知徹底してまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

1－6．倒木によるライフライン喪失の防止強化

台風や突風等による倒木が大規模停電を引き起こす事例が発生していることから、電線・鉄塔・通信設備等の市民に重要なライフライン周辺の樹木等への管理・指導方法を検討し適正に管理すること。

また、山林機能の低下により土砂災害や崖崩れ等の被害が増加する傾向にあることから、山林・里山の機能保全に対する対策を強化すること。

所管課：農林生産流通課

【回答】

- ・ 災害後の倒木による電線などのライフライン喪失については、市や森林組合が管理を行う林道について、国・県補助の活用を行いながら、迅速な復旧を進めることにより、林道の復旧に連動して、早期に解消がなされるよう努めてまいります。
- ・ このような中、山林・里山の機能保全に対する対策の強化につきましては、森林の多面的機能の発揮のため、とちぎの元気な森づくり県民税事業や、森林環境譲与税を活用した手入れがなされていない森林へ間伐などの整備促進により、引き続き、水源涵養や土砂流出防止などの減災・防災対策にも資する森林の整備を進めてまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

1－7．消防力の強化と消防団員の確保

地域防災力の要となる消防団員の充足率不足や高齢化が課題となっていることから、自治会との連携による新入団員補充制度の構築や、昨年県が導入した消防団員応援の店の周知・拡充等に取り組み消防団員の維持・確保に取り組むこと。

また、県内でも多くの自治体が導入している機能別消防団員制度等の早期導入を図り、消防団員を確保しやすい環境を整備すること。

所管課：消防局総務課

【回答】

- ・ 自治会との連携による新入団員補充制度の構築につきましては、これまでも、地域主体・地域独自の取り組みを最大限尊重しながら、自治会や自主防災会の会合などに消防職員が出向き、消防団活動の理解促進や消防団員募集を行うなど自治会と連携した取組を推進してきたところであります。
- ・ また、市内大学の学園祭などに加え、専門学校や成人式においても消防団員の募集を行うなど若い世代の消防団員の更なる確保に取り組んできたところであり、引き続き、自治会や自主防災会と連携しながら、様々な機会を捉え、消防団員の確保に努めてまいります。
- ・ 県が導入している消防団員応援の店の周知・拡充等につきましては、事業者の方々に、応援の店としてご登録いただけるよう、広報紙や市ホームページなどで呼びかけを行うなど、制度の普及拡大に努めてきたところであり、今後も、商工会議所を通じた周知など、登録店舗の増加に取り組むなどにより、消防団員の確保に努めてまいります。
- ・ 機能別消防団員制度等の導入につきましては、消防団と意見交換などにより、日頃からの教育訓練により災害対応の技術・知識を習得し、昼夜を問わず、地域に密着しあらゆる事案に対応する、「基本団員」の確保が重要であることからまずは、性別、世代を問わず多様な市民の方々が、入団しやすく、活動しやすい環境づくりに取り組んでいるところであります。本市における制度導入の必要性につきましては、引き続き、国や他都市の取組を参考にしながら、消防団とともに検討を重ねてまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

2	日常生活の安心を高める 2－1．空き家対策の推進 空き家条例・対策の効果を継続的に検証し、市民の良好な生活環境が害されないよう管理不全な空き家の指導・対策の強化を図るとともに、所有者不明の空き家・空地や相続が適切になされていない物件に対する指導・対策を強化すること。 また、管理不全な空き家を発生させないことが重要であることから、相続に対する生前対策や、宇都宮空き家会議で取り組む官民連携の取り組みを強化し民間資産の効果的な活用を推進すること。 なお、大規模な災害発生後に至っては、修理放棄や居住移転等に伴う管理不全や危険な空き家が増加する傾向にあることから、住宅被災地域等の状況を注視し、早期支援につなげること。
	所管課：生活安心課，住宅課，資産税課
	【回答】 ・ 空き家・空地の指導・対策につきましては、令和2年度においても、引き続き、「空家等対策の推進に関する特別措置法」等に基づく指導等の徹底を図るとともに、「民法」に基づく財産管理制度を適用するなど、所有者不明の空き家・空地への対策に取り組んでまいります。 ・ 空き家の発生抑制と有効活用につきましては、死亡届提出時や固定資産税納税義務者の相続人代表者選任依頼書送付時にチラシを配布し、相続登記に係る啓発を行うとともに、官民連携組織である「宇都宮空き家会議」において、空き家所有者の意向を踏まえた売却等の取り次ぎ支援などに取り組んでいるところであります。 ・ 令和2年度につきましては、「宇都宮空き家会議」との更なる連携強化を図りながら、売却等の相談機会の充実を図るなど民間資産の効果的な活用を推進してまいります。 ・ 大規模な災害発生後における空き家を発生させないための早期支援につきましては、令和2年度においても、災害発生後における迅速な被害状況の把握に努めるとともに、遠隔地に居住する被災した空き家の所有者に対する被害状況の周知に取り組んでまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

	2－2．農業集落排水と公共下水道の接続 14ヶ所の農業集落排水施設のうち8施設が処理限界となっていることから、両排水事業の早急な接続・統合を行い、将来的な料金体系を含めた管理運営の一元化をめざすこと。 所管課：生活排水課 【回答】 ・ 農業集落排水処理施設につきましては、公共下水道に接続した際の経済性の比較や施設の老朽度を踏まえ、優先度の高い施設から公共下水道へ接続し、管理運営の一元化を目指すこととしております。 ・ 令和2年度におきましては、これまでに作成した農業集落排水処理施設や地域下水処理施設、工業団地排水処理施設の将来の適正管理の方向性を定めた機能保全計画を踏まえながら、接続時期を含む全体の整備スケジュールなどについて、具体的な検討を進めてまいります。
3	市民が主役のまちづくりの推進 3－1．市民が主体のまちづくりの推進【重点項目】 今後迎えることとなる厳しい社会情勢を生き抜く為には、市民と共同で様々な物事を決めていくプロセスが重要となることから、地域別データ分析の結果を活用した支え合い活動の推進や、地域施設の更新時等に市民参加型のワークショップ等の手法を導入するなど、市民が主体のまちづくりを推進すること。 所管課：みんなでまちづくり課，広報広聴課，高齢福祉課 【回答】 ・ 市民が主体のまちづくりにつきましては、健康課題をはじめとするまちづくりの課題などの地域別データ分析の結果を提供することにより、地域における支え合い活動などの市民の主体的な取組につなげるほか、施設整備等にあたっては、パブリックコメントの実施や周辺住民への説明会の開催など、内容に応じた意見聴取の手法を選択しながら市民の声の反映に努めております。 ・ 令和2年度につきましても、引き続き、より多くの市民の方々の市政参画促進に努めるとともに、市民の協働意識の醸成やまちづくりに参加しやすい機会の創出を図り、市民が主役のまちづくりを進めてまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

3-2. 自治会活動の維持・活性化

まちづくりの課題が複雑かつ高度化していることから、地域課題に取り組むまちづくり組織や自治会活動への支援や、自治会の加入促進、地域リーダー等の人材育成支援、高齢者等地域活動支援ポイント事業の周知・活用等を行い地域自治活動の支援を充実させること。

また、地域活動の拠点となる自治会集会場等の設置支援に対してもNCCの拠点誘導区域内への集会場の設置や、建設用地の購入支援の実施など、まちづくりや自治会ニーズを踏まえた支援制度の拡充を行い自治活動の活性化を図ること。

所管課：みんなでまちづくり課，高齢福祉課，都市計画課

【回答】

- ・ 地域まちづくり組織や自治会活動への支援につきましては、地区市民センターなどの地域行政機関において、まちづくり活動に関する相談や運営支援など、地域に寄り添った支援を継続していくとともに、「自治会の加入促進」につきましては、本市への転入時や小学校就学時などの機会を捉えた加入案内や、集合住宅入居者への意識啓発の働きかけなど、引き続き、宇都宮市自治会連合会と連携・協力し、取り組んでまいります。
- ・ 地域リーダー等の人材育成等の支援につきましては、令和元年11月から開始した「まちづくり活動応援事業」の活用促進を図り、地域活動の参加者を増やすことで、将来を担う人材の発掘・育成に努めてまいります。
- ・ 高齢者等地域活動支援ポイント事業の周知・活用につきましては、延べ1万2千人を超える登録者の方々が地域貢献活動や介護予防活動に取り組んでいるところであり、引き続き、活動の輪を広げていけるよう、高齢者サービスのしおりへの掲載などにより、健康長寿への市民の理解と参加を促進してまいります。
- ・ 自治会集会場等の設置支援制度の拡充による自治会活動の活性化につきましては、NCCの形成を見据え、地域拠点等における空き家の活用を図りながら、引き続き、「地域集会所等建設費補助金」や「空き家再生支援事業補助金」の制度周知に努めるなど、地域の実情に応じた活動拠点の確保を支援し、自治会活動の活性化を図ってまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

3－3．男女共同参画の推進（女性の活躍推進）

社会における雇用機会の平等や、男女共に出産や育児・介護などに取り組める環境を整備・推進するとともに、長時間労働の是正や各種ハラスメント対策などのワークルールの遵守等、働き方改革を推進し市内事業主への指導を強化すること。

また、意思決定の場への女性の登用においては道半ばであることから、企業や自治会・地域活動団体等においても登用促進が図られるよう、施策の強化に努めること。

所管課：男女共同参画課、商工振興課

【回答】

- ・ 社会における雇用機会の平等や、男女共に出産や育児・介護などに取り組める環境の整備・推進につきましては、令和2年度においても、引き続き、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる市内企業を表彰する「きらり大賞」に取り組み、その事例を広く発信するほか、市内企業が女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定に取り組めるよう出前説明会を実施するなど、女性活躍に積極的に取り組んでいる企業等で構成する「みやシャイン女性活躍推進協議会」等との連携により、男女共に働きやすい職場環境整備・推進に取り組んでまいります。
- ・ 長時間労働の是正や各種ハラスメント対策などのワークルールの遵守等、働き方改革の推進につきましては、令和2年度においても、引き続き、企業向け啓発冊子「事業所便利帳」を通して、労働時間やハラスメント対策など、企業が遵守すべき労働関係法令の周知啓発を行うほか、ハラスメントを含む労働問題に関して、社会保険労務士が内容を具体的に聞き取り、問題点の整理やどのような対処が可能かを助言する「労働相談」について、国や県のみならず、市民に身近な行政機関である市においても実施し、労働関係法令違反が疑われる相談を栃木労働局につなぐなど、連携を図りながら働きやすい環境づくりの推進に取り組んでまいります。
- ・ 意思決定の場への女性の登用促進につきましては、令和2年度においても、引き続き、経営者等を対象とした働き方マネジメント講座の開催や、男女共同参画情報誌などを活用した啓発を行うとともに、地域における女性の活躍事例等を地域に向けて発信するなど、女性の更なる登用促進に取り組んでまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

	3－4．深刻な人権侵害に対する対応強化 1)【DV・ストーカー相談の支援強化】 DV、ストーカーなどの相談件数が増加し続けているため、民間支援団体と連携強化や、相談・被害者救済への対応力強化、被害者の精神的サポートを含めた自立支援の充実を図る等、被害者への迅速な支援ができるよう、多角的な取り組みを充実させるとともに、道徳教育とあわせ、命の授業やデートDV防止等の人権教育を全校で実施すること。 所管課：男女共同参画課、学校教育課 【回答】 ・ DV、ストーカー等の相談・被害者への対応につきましては、令和2年度においても、被害者のニーズを的確に把握し、法律相談や専門家によるカウンセリングにつなぐとともに、民間支援団体と連携し、被害者や子どもの心身回復に向けた交流事業などの自立支援事業の実施に取り組んでまいります。 ・ また、全小中学校の人権教育主任を対象とした人権教育研修などにおきまして、デートDV防止の重要性の説明や、デートDV防止出前講座の周知に取り組むとともに、デートDV防止出前講座の実施校の拡大などに一層取り組んでまいります。 ・ さらに、道徳科や社会科の授業におきまして、人権に関する現代的な課題を積極的に取り上げることにより、命の大切さや人権問題を自分との関係で捉え、考え続ける意欲や態度を育てるなど、人権侵害を防ぐ実践力を身に付けさせる取組を促進してまいります。
--	--

令和2年度 市民連合予算化要望

2)【性犯罪・虐待等への対策・教育】

性犯罪・性暴力・DV・ストーカーや児童・障がい者・高齢者等に対する虐待は自己の羞恥心や自責の念、周囲の人間との関係等から誰にも相談できずに潜在化しやすいことから、とちぎ性暴力被害者サポートセンターやアコール、学校等関係機関や支援団体と連携・協力し、早期の段階から精神科医や臨床心理士等によるカウンセリングが受けられる体制の構築や、相談体制の強化に取り組むとともに、被害者に対する生活の安定を確保するための居住や就労支援策の強化に取り組むこと。

また、被害にあわない・加害者にならないために、あらゆる機会を通じて教育や広報・啓発等の取り組みを行い、人権尊重と犯罪の防止に継続して取り組むこと。

所管課：男女共同参画課，子ども家庭課，障がい福祉課，高齢福祉課

【回答】

- ・ 人権侵害に対する対応強化につきましては、令和2年度においても、引き続き、関係機関や地域との連携により早期発見，早期対応に努め，初期の段階で被害者のニーズを的確に把握し，カウンセリングや専門的な機関へつなぎ，その後の被害者支援についても，民間団体等と連携し生活の場や居場所の確保のほか，被害者の自立に向けた就労支援等を適切に行ってまいります。
- ・ また，警察・弁護士会・医師会等で構成する，「虐待・DV対策連携会議」におきまして，相互の課題や情報の共有を図るとともに，学校・自治会等において出前講座を行うなど，性犯罪や虐待等は重大な人権侵害であるとの認識のもと，教育・広報・啓発に取り組んでまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

3－5．多様性を尊重する社会の推進

多文化共生社会では国際問題ともなりやすい国籍や民族、宗教等による差別の防止やお互いの文化を認め合う社会の醸成に向け取り組みを推進すること。

また、近年世界的に認知が進んでいるLGBT等のセクシャルマイノリティに対する社会的な不利益をなくすため、学生服の選択制や多目的トイレの増設、多様性を尊重するための正しい知識を育む教育の充実に取り組むとともに、パートナーシップ証明制度の導入等による社会的な不利益の解消や差別や偏見の撲滅に向けた社会意識の醸成に積極的に取り組むこと。

所管課：国際交流プラザ，男女共同参画課，学校教育課，学校管理課

【回答】

- ・ 多文化共生社会の実現に向けては、令和2年度におきましても、引き続き、地域に住む外国人が自国の文化等を紹介する国際理解講座において、開催地区の拡大や内容の充実を図りながら、互いの国籍等による文化的違いを認め合う多文化共生意識の醸成に取り組んでまいります。
- ・ LGBTに係る人権問題につきましては、文部科学省から出された性同一性障害等に係る児童生徒への対応に係る通知や、県の人権教育推進の手引きに基づき、教員自身がLGBTへの理解を深められるよう研修を実施するなど対応の強化を図っております。引き続き、児童生徒が正しい知識と差別のない望ましい人間関係を確立しようとする態度を身に付けられるよう、人権教育の充実に努めるとともに、各中学校が制服を見直す際に、LGBT等への適切な配慮がなされるよう、指導の徹底を図ってまいります。
- ・ また、学校トイレの使用につきましては、文部科学省の通知に基づきLGBTに配慮し、職員トイレや多目的トイレを活用することとしており、現在、小学校37校、中学校17校の計54校に多目的トイレを設置したところであります。引き続き、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学校施設の大規模な改修などに併せて、多目的トイレの整備に取り組んでまいります。
- ・ パートナーシップ証明制度の導入等による社会的な不利益の解消や、差別や偏見の撲滅に向けた社会意識の醸成につきましては、LGBTに対する市民の理解が重要でありますことから、引き続き、効果的な手法について当事者支援団体等と意見交換しながら、市民に対する周知啓発に取り組んでまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

	3－6．個人番号カードの活用促進 低調な個人番号カードの発行を促進するため、市民の各種申請や証明書類等の手続きの簡素化、生活の利便性に資する個人番号カードの利活用に取り組み、個人番号カードの発行及び活用の促進を行うこと。
	所管課：行政改革課，市民課
	【回答】 - 個人番号カードの発行の促進につきましては、令和2年度においても、令和元年10月に策定した「マイナンバーカード交付円滑化計画」に基づき、企業を訪問し、申請を受け付ける「企業等一括申請」等を着実に実施していくことに加え、新たに、ショッピングセンター等において、多くの市民に対し、周知啓発や出張申請受付を積極的に実施するなど、個人番号カードの更なる普及促進に向けた取組を強化してまいります。 - また、生活の利便性に資する個人番号カードの利活用につきましては、国が構築した基盤を活用し、令和2年1月より開始した「自治体ポイント事業」について、市民が円滑に参加できるよう、取組を着実に推進してまいります。 - 国におきましては、マイナンバーカードの健康保険証としての利用をはじめ、ポイント制度についても、システム上の互換性解消やスマートフォンを利用した決済の検討など、カードの普及促進につながるよう、新たな活用策に関する議論が活発に行われておりますことから、本市においても、国の動向を注視しながら市民のニーズを踏まえた取組を順次、拡大してまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

IV. 「魅力創造・交流の未来都市」の実現に向けて（魅力・交流・文化 分野）	
1	都市ブランドの確立と更なる魅力の創出
	1－1. 歴史・文化の資源化・活用の推進
	1) 【宇都宮ブランド戦略の強化】 宇都宮の魅力を恒常的かつ広域的に発信できる「宇都宮ブランド戦略」を強化し、観光資源化が進む大谷地区の新たな魅力の発信や、新品種等の魅力的な農畜産物を活かした食のブランド化など、新たな素材の提供や魅力的な情報発信を行い広報戦略の充実を図ること。
	所管課：広報広聴課，都市魅力創造課，農林生産流通課 【回答】 ・ 大谷地区につきましては、平成31年3月に開設した「大谷地域ポータルサイト」やこれと連動したSNSを活用し、引き続き、大谷地域の歴史・文化、観光施設をはじめ、大谷夏いちごや冷熱エネルギーなどの新たな魅力を国内外に発信してまいります。 ・ また、食のブランド化につきましては、ブランド農産物に表示する統一マークを活用しながら、新品種等の農産物の魅力発信や食の情報提供など、引き続き、情報発信の充実を図ってまいります。 ・ 今後とも、本市の有する魅力的な地域資源のほか、共働き子育てしやすい街ランキングなど本市の強みに関する情報を、年代や国籍などに応じて組み合わせ、受け手それぞれの目線に立った戦略的な情報発信を行うことにより、ブランド力の更なる向上に努めてまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

2)【大谷地区の観光振興と産業遺産化】

採掘場跡地の魅力的・幻想的な空間の創出・演出や地底湖クルージング、自然を満喫するグランピングなど、各メディアから注目を集める大谷地域を本市観光の核として最大限に活用し、グリーン・スローモビリティ事業の継続的な社会実験や周遊観光ルートの構築、ヘリテージ（産業遺産）化等、資源の磨き上げを行うとともに、周遊や滞在の魅力を向上させるため、若者向けのおしゃれな飲食店の立地促進や外国人来訪者に対する対応力を強化し集客力の向上を図ること。

所管課：都市魅力創造課、観光交流課

【回答】

- ・ グリーン・スローモビリティ事業の継続的な社会実験や周遊観光ルートの構築につきましては、令和元年度、グリーン・スローモビリティの運行などの社会実験を実施したほか、点在する観光施設等を結ぶ周遊バスの運行や日本遺産の構成文化財を巡っていただくための案内板の設置など、観光地大谷をゆっくりと楽しみながら周遊できる環境の創出に向け取り組んでいるところであります。令和2年度につきましては、大谷地域の更なる磨き上げに向け、グリーン・スローモビリティや公共交通等の多様な交通手段を組み合わせた社会実験を継続的に実施するほか、民間事業者と連携のもと、大谷地域を拠点とし、ろまんちっく村や若山農場などの観光施設と繋ぎ合わせた北西部地域における周遊観光ルートについて検討してまいります。＃
- ・ 資源の磨き上げと飲食店の立地促進や外国人来訪者に対する対応力の強化につきましては、現役の採石場を見学する産業観光の創出や赤川ダムでのスタンドアアップパドルサーフィンの具体化など地域資源を活用した体験型コンテンツの創出などや飲食店等の民間機能の誘導促進、大谷地域ポータルサイトやSNSを通じた大谷地域の魅力の国内外への発信など行ってきたところであり、令和2年度につきましても、観光コンテンツの更なる創出・磨き上げを図るとともに、「観光振興促進事業補助金」による飲食店等の立地促進や宇都宮観光コンベンション協会が作成した多言語マップの配布、「外国人観光客受入体制整備事業補助金」による案内看板やパンフレットの多言語化の普及に向けた民間事業者への支援などに取り組んでまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

	3)【市民遺産制度の有効活用】 市民共有の財産として引き継ぐべきものを市民遺産と明確に位置づけ、歴史文化遺産として継承するとともに、本市ならではの歴史文化情報を国内外に発信するなど、観光資源化・インバウンドへの活用を含めた、継承・支援・活用を図るための制度を早急に構築すること。
	所管課：文化課，観光交流課
	【回答】 - 市民遺産制度の有効活用につきましては、「宇都宮市歴史文化基本構想」の中で、指定・未指定に関わらず、「地域の宝」である歴史文化資源を認定し、社会全体で守り・育て・活かしていく仕組みとして、「(仮称)宇都宮市民遺産制度」の創設を位置づけ、令和2年度の制度運用に向け検討しているところであり、制度を通じ、歴史文化資源に対する市民の関心を高め、地域や社会全体で継承や支援の機運が醸成されるよう取り組んでまいります。 - また、令和元年度に本市の「歴史と文化財ホームページ」を、英語対応するなどリニューアルを行ったことから、このホームページを通じ、市民遺産に認定された歴史文化資源を国内外に発信していくとともに、観光資源として活用が見込まれる市民遺産については、観光関連ホームページやパンフレット等でも情報発信してまいります。
	1－2．移住・定住を促すブランド戦略の推進 都市認知度の低迷が課題であることから、住みよさや子育て等これまで築き上げてきた魅力の発信に加え、本市の取り組む未来都市の取り組みやL R T等の都市政策を通じ、「未来に期待出来る都市」であることを強く内外にアピールし、積極的に東京圏域からのU J I 戦略や移住・定住・交流人口等の確保に取り組むこと。
	所管課：政策審議室，広報広聴課，L R T企画課，商工振興課
	【回答】 - 平成21年から取り組んでいる宇都宮ブランド戦略により、本市の認知度や魅力度は着実に高まってきているところではありますが、さらに、「全国から選ばれるまち」となるため、市外への情報発信力の強化を図っていく必要があるものと考えております。 - このため、令和2年度につきましては、特に、東京圏に対する人口の転出超過が続いている状況を踏まえ、東京圏の人や企業に対して、L R Tの整備や子育て支援を始めとした本市の魅力あるまちづくりを効果的に発信するなど、U J I ターンや交流人口等の拡大、本市への移住・定住につながるブランド戦略を推進してまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

2	個性豊かな観光と交流を創出する
	2-1. 国際都市としての機能強化
	1) 【外国人との共生共存社会への対応】 グローバル社会に対応するため、外国人居住者や来訪者に対する医療・介護・就労・教育・子育て等の生活情報や、災害時など非常時の情報を的確に提供出来るよう施策・事業の充実・強化に取り組むこと。
	所管課：国際交流プラザ，危機管理課
	【回答】 ・ 外国人居住者への生活情報の提供につきましては、令和2年度においても、引き続き、外国人住民が安心して生活できるよう、医療や福祉など生活に必要な情報についてまとめた多言語版「暮らしの便利帳」や毎月発行している外国人向け生活情報紙「おーい！」の発行等により、情報提供に取り組んでまいります。 ・ また、外国人居住者や来訪者が、災害時に身の安全を守れるよう、わかりやすい災害情報発信に努めるとともに、避難所の案内看板についても、ピクトグラムに加え、ふりがなや英語を併記したものに順次更新してまいります。
	2) 【国際姉妹文化友好都市の発展的強化】 現在提携している姉妹文化友好都市との国際交流のあり方を見直し、経済や文化面での活発な交流をめざすとともに、自転車のまちやLRT、スマートシティ等の本市の目指す社会像を達成するための政策的な友好・交流都市の連携について検討すること。
	所管課：国際交流プラザ
	【回答】 ・ 姉妹・文化友好都市との国際交流のあり方につきましては、平成30年度に「第3次宇都宮市国際化推進計画」を策定する中で、これまでの実績や相手都市の意向、学識経験者等の意見をふまえ、引き続き、5つの姉妹・文化友好都市との関係を維持しながら、青少年等の相互交流を継続するほか、経済等の分野において、相互の発展のための新たな交流を検討するとしたところであり、今後とも計画に基づき、姉妹都市交流を推進してまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

2-2. 広報広聴の充実

自治体情報のインターネット広報はホームページが中心であり、掲載情報や市民の問い合わせ等丁寧な対応が必要であることから、A I による自動応答サービス等の各種問い合わせ対応やSNS等、積極的に新技術の活用を図り市民の利便性向上と効率的な行政サービスの提供を図ること。

所管課：広報広聴課

【回答】

- ・ 本市におきましては、市ホームページやツイッターなどのSNS，メール配信などを活用して行政情報を提供するほか，市の業務に関するよくある質問にワンストップでお答えする市政情報コールセンターを平成23年度に開設し，市民の利便性の向上に努めているところであります。
- ・ 行政情報の提供や市民の問い合わせ対応につきましては，ICTの発展に伴う社会環境の変化や，多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応する必要があることから，他都市の導入事例や，令和元年11月より実施している子ども子育て分野におけるA I 自動応答サービスの試行運用の結果等を踏まえ，市民の利便性向上に向けた様々な分野におけるA I の活用について検討してまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

V.「産業・環境の未来都市」の実現に向けて（産業・環境 分野）	
1	地域産業の創造性・発展性を高める 1－1. 産業政策 日本再興戦略で掲げる成長戦略や第4次産業革命等、変化する社会・経済環境に対応し、地域の経済活力と雇用環境を維持するため、以下の産業政策の拡充を図ること。 1)【次世代モビリティ産業の育成支援】 次世代モビリティ産業（航空宇宙・自動車・ロボット・情報通信）集積戦略は、Society 5.0で目指す社会像を実現させるためにも重要であることから、ICT等の先進技術を駆使したスマートシティモデル事業やITS（高度道路交通システム）の構築など、関連施策との連携を図りながら積極的な育成・支援策の拡充を図ること。 また、SDGsの推進や環境問題等の社会的課題に対応するため、本市の低炭素化やまちづくりに寄与する先進環境対応自動車（FCV、EV等）や、自動運転技術に対する研究開発、及び社会実証試験等への支援を国・県と連携して積極的に行い、本市が抱える社会的課題の解消に資する産業の支援を強化すること。 所管課：産業政策課，環境政策課，政策審議室 【回答】 ・ 次世代モビリティ産業の育成・支援につきましては、令和2年度においても、引き続き、「新産業創出支援事業補助金」や産学官金のネットワーク組織である「うつのみや次世代産業イノベーション推進会議」のコーディネータの配置などにより、IoTなどのICTを活用した新たな技術開発を支援してまいります。 ・ また、市内企業に対し、令和元年5月に国から選定された、スマートシティモデル事業における実証実験の結果等を、情報提供することにより、ICTを活用したまちづくりに協働で取り組む事業の育成・支援に取り組んでまいります。 ・ SDGsの推進や環境問題等の社会課題の解消に資する産業の支援につきましては、令和2年度においても、引き続き、国・県と連携して、水素エネルギーなどを活用した充電インフラ等の整備について検討していくほか、大学や企業等が実施している自動運転技術に関する実証実験における場の提供などの支援に取り組んでまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

2)【サービス産業の生産性向上】

GDPの約7割を占めるサービス産業の活力を維持・向上させることが重要であることから、国のサービス産業チャレンジプログラムに定める7分野に対する労働生産性の向上支援を強力に推進するとともに、インバウンドへの対応やスマートシティの実現に向け、キャッシュレス決済への対応支援やAI・ビッグデータの利活用促進策等の取り組みを強化すること。

また、キャッシュレス決済の拡大に伴い、決済手数料の負担軽減が課題であることから、地域金融事業者や決済会社との協議・調整を行い、中小零細企業や個人事業主がキャッシュレス決済を導入しやすい環境整備を行うこと。

所管課：商工振興課

【回答】

- ・ サービス産業の生産性向上につきましては、令和2年度においても、引き続き、卸・小売業やサービス業の小規模事業者を対象とした「ICT利活用促進補助金」の活用を促すとともに、キャッシュレス決済から商圏分析システム等ビッグデータまで幅広くICTの利活用を促す「ICT利活用促進セミナー」の開催数や研修内容の拡充を検討するなど、サービス産業の生産性向上に向けた支援強化に取り組んでまいります。
- ・ また、国が推進しているキャッシュレス決済の普及促進につきましては、令和2年度においても、引き続き、中小企業のキャッシュレス決済の決済手数料の負担軽減も含めた導入支援に関する国の動向等を注視しながら、宇都宮商工会議所や地域金融事業者、決済事業者等と連携し、中小企業を中心とした市内企業のキャッシュレス化の状況に応じた普及啓発セミナーを実施するなど、市内企業が導入しやすい環境整備に努めてまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

3)【中小企業振興の強化】【重点項目】

栃木県中小企業・小規模企業の振興に関する条例の理念を踏まえ、中小零細企業の成長・経営資金が適切に確保されるよう、中小企業事業資金貸付金や信用保証料助成金等の金融支援対策を充実させるとともに、事業継承の円滑化や産学官の連携強化、I o Tの導入による生産性向上等に対する支援を継続させること。

また、中小零細企業における人材・労働力不足が深刻な経営問題となっていることから、ハローワークや県と連携し県内外の高校・大学生に対するU J I ターンの促進や外国人労働者の受入拡大など、中小零細企業の労働力確保に対する支援を強化させること。

所管課：商工振興課，産業政策課

【回答】

- ・ 中小零細企業などへの金融支援対策につきましては、令和2年度においても、引き続き、融資制度や、栃木県信用保証協会の保証を受けるために支払う信用保証料について、一定の金額の範囲内で融資を受けた場合に、全額補助を行うなどの支援を行ってまいります。
- ・ 事業承継の円滑化につきましては、令和2年度においても、引き続き、栃木県事業引継ぎ支援センターなどと連携し、経営者の意識啓発を図るためのセミナーや、税理士、公認会計士等の専門家の理解促進を図るためのセミナーを開催するとともに、市職員や企業誘致推進嘱託員による企業訪問時のヒアリングを通じた事業承継ニーズの掘り起し等に取り組んでまいります。
- ・ 産学官の連携強化につきましては、令和2年度においても、引き続き、経済界、学術機関、行政、金融機関等と連携しながら、中小企業における次世代産業の推進に向けた課題の解決や新たな技術開発などの支援に取り組んでまいります。
- ・ I o T導入による生産性向上等に対する支援につきましては、令和2年度においても、引き続き、セミナーの開催によるI C T人材育成やI C T導入経費に対する補助等の支援により、中小企業の生産性向上の支援に取り組んでまいります。
- ・ 中小零細企業の人材・労働力確保につきましては、令和2年度においても、引き続き、高等学校等の進路担当者や企業との就職などに関する人材情報交換会の開催や、大学生に対するU J I ターン就職ガイドによる意識醸成、インターンシップ受け入れ促進による市内企業の魅力の理解促進、国・県と連携した「就職合同面接会」の開催に加え、大学進学前の高校生を対象に、市内企業の魅力の理解促進を図る「じぶん×未来フェア」を開催するなど、若者の市内就職の促進に向けた取り組みを切れ目なく実施してまいります。
- ・ また、外国人労働者の受入拡大につきましては、引き続き、企業向け啓発冊子「事業所便利帳」や「事業所向けセミナー」により外国人の雇用に係る雇用主の義務や外国人雇用相談窓口等について周知・啓発を行うなど、中小零細企業が労働力を確保できるよう取り組んでまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

4)【観光振興の推進】

国際的なスポーツイベントやデスティネーションキャンペーンの効果を持続・発展させ、インバウンドや国内観光客の取り込みを強化させるため、国内外への本市の魅力発信強化や、観光・交流資源の磨き上げを行い、観光振興と市内経済の活性化に取り組むこと。

また、外国人来訪者に必要なW i - F i等の通信環境整備や多言語・食事等の多文化対応等を拡充し、総合的な観光振興策を推進すること。

所管課：観光交流課，都市魅力創造課

【回答】

- ・ 観光振興の推進と市内経済の活性化につきましては、「ジャパンカップサイクルロードレース」や「F I B A 3 x 3 ワールドツアーうつのみやファイナル」などの国際的なスポーツイベントの開催による魅力の発信や、デスティネーションキャンペーンを契機として官民協同で組織された「宇都宮市D C推進委員会」による観光資源の磨き上げなどに取り組んできたところであります。
- ・ 令和2年度におきましては、国際的なスポーツイベントの開催継続はもとより、宇都宮市D C推進委員会を引き継ぐ体制を構築し、餃子通りなど観光資源の更なる磨き上げや、スマートフォン専用サイトを活用した情報発信の強化に官民連携により取り組み、国内外からの観光誘客による市内経済の活性化を図ってまいります。
- ・ また、外国人来訪者への観光振興策につきましては、J R宇都宮駅などへのW i - F i整備や民間事業者が行う案内板等への多言語化支援などを行うとともに、現在、観光案内所等への翻訳機の導入を進めているところであり、令和2年度におきましては、引き続き、おもてなし推進委員会や商工会議所と連携しながら、外国人観光客が安心かつ快適に市内旅行を楽しめる環境整備に取り組んでまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

2	商工・サービス業の活力を高める
	2-1. 中心市街地活性化 市内中心部の再開発等に併せ、恒常的に来場する都市型観光・アミューズメントスポットの創出等、積極的な民間誘導策を講ずること。 また、中心市街地の経済活力向上に向け、低未利用地の活用や、回遊性の向上、まちなか居住の推進等、中心市街地の活力向上に継続して取り組むこと。
	所管課：地域政策室，都市計画課，住宅課，商工振興課
	【回答】 ・ 中心市街地の活性化に向けた取組のうち、まず、再開発等に併せた民間誘導策については、集客効果の高い魅力ある施設の導入とそのための支援などに取り組む必要があると認識しており、令和2年度においても、立地適正化計画等に基づき、都市機能誘導施設立地促進補助制度などを活用し、中心市街地の中枢性や広域的な求心性を高め、都市の魅力や街なかの賑わい創出につながる高次な都市機能の誘導に向けて取り組んでまいります。 ・ 次に、中心市街地の経済活力の向上に向けましては、街なかを「車中心」から「人中心」の空間への転換を図り、「居心地が良く、誰もが行ってみたいくなる、歩いてみたいなるまちなか」の実現を目指す「ウォーカブルなまちづくり」をはじめとした取組を進めていくことが重要であると認識しております。こうしたことから、本市と「NPO法人宇都宮まちづくり推進機構」が連携しながら、街なかの道路や河川などの公共空間と、その周辺のコインパーキングなどの低・未利用地を活用し、楽しく回遊できる魅力あるスポットを創出するとともに、賑わいと憩いの空間を創出するため、オリオン通りにおける「オープンカフェ事業」や釜川における「かまがわ川床桜まつり」のほか、イルミネーション事業などを実施しているところであり、令和2年度においても、引き続き、これらの活性化事業を推進し、回遊性の向上に取り組んでまいります。 ・ また、街なか居住の推進につきましては、中心市街地等に転居・転入する世帯に対し、家賃の一部を助成する「ようこそ宇都宮へ！フレッシュマン・若年夫婦・子育て世帯等家賃補助制度」や住宅取得費用の一部を助成する「ようこそ宇都宮へ！マイホーム取得支援事業補助制度」を活用し、居住の誘導に取り組むとともに、都市機能誘導区域等において、病院、スーパーなど生活利便施設の新築や改築等費用の一部を補助する「都市機能誘導施設立地促進補助制度」を活用し、中心市街地の更なる利便性向上を図るなど、多様な世代が住みたい・住み続けたいと思える街なかづくりに取り組んでいるところであり、令和2年度においても、引き続き、これらの支援を通じ、街なか居住の推進に努めてまいります。 ・ 現在、令和2年3月を目途に「第3期中心市街地活性化基本計画」の策定を進めているところであり、令和2年度におきましても、これらの事業を着実に推進することで、恒常的に賑わいを創出し、経済活力を向上させるなど、誰もが暮らしやすく、活力と賑わいあふれる中心市街地のまちづくりに取り組んでまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

3	農林業の生産力・販売力・地域力を高める
	3－1．流通・販路の拡大と農業ブランド戦略の強化 安定した農業基盤を整え、6次産業化の推進や新しい農業ブランドの構築等によって「農業王国うつのみや」のさらなる飛躍をめざし、以下の政策を強化すること。
	1)【農産品輸入増加対策の強化】 日米貿易協定の締結により、関税の引き下げや撤廃が見込まれる一部の農畜産物においては本市農業に与える影響等を注視し、必要な対策を講ずること。
	所管課：農林生産流通課，農業企画課
	【回答】 ・ 農産品輸入増加対策の強化に向けましては、日米貿易協定などの経済活動のグローバル化が進展する中におきましても、持続可能で競争力の高い農業を確立することが重要であると考えております。 ・ このようなことから、令和元年度におきましては、我が国において特に影響の大きい牛や豚などの畜産分野におきまして、国の畜産クラスター事業を活用した生産性向上に対する支援とともに、本市独自に畜産ICT機器の導入支援による飼養管理等の省力化などに取り組んでいるところであり、令和2年度におきましても、こうした取組を通じて競争力の高い生産体制を確立してまいります。
	2)【6次産業化による農産品ブランド化】 うつのみやアグリネットワークの商品開発力や企画力を向上させ、生産農家の収益性を高めることができる商品開発とブランド力の構築を推進すること。
	所管課：農林生産流通課
	【回答】 ・ 6次産業化による農産品のブランド化に向けましては、本市農資源を活用して令和元年度までに96件の新商品の開発支援を実施してきところであり、令和2年度においては、さらに、新たにプロジェクトに取り組む農業者等への支援を強化するため、商品開発や販路開拓にノウハウのあるアグリネットワークの会員の増加及び会員同士の連携強化を図るほか、開発した商品の魅力向上などに向けたフォローを強化し、加えてマーケティング手法を習得するための販売力向上講座の開催などにより、商品開発とブランド力の構築を推進してまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

3)【稲作の新品種の生産性向上】 地域米の人気新品種「ゆうだい21」や「とちぎの星」は共同乾燥施設への搬入ができず、小規模農家でのチャレンジ生産が困難となっているため、早急に生産組合等を設立し、安定した収量増を図ること。
所管課：農林生産流通課，農業企画課
【回答】 ・ 稲作の新品種の生産性向上に向けましては、現在，JAうつのみやにおきまして、共同乾燥施設の再編整備について検討が進められているところであり、「ゆうだい21」や「とちぎの星」などの多様な品種が安定して生産・集荷できる体制の構築と施設の整備が行われるよう、引き続き，JAうつのみやに対し働きかけを行ってまいります。 ・ また，こうした品種の安定した収量の確保に向けて，令和2年度も栽培講習会などを開催し，生産技術の向上に取り組んでまいります。
4)【新規市場の開拓と流通・販路の拡大】 夏秋いちごや希少品種の梨・林檎、シャインマスカットやブルーベリー等、収益性の高い果樹等の栽培に取り組む農家が増加していることから、農業収益拡大への支援に取り組むとともに、産地のブランド化や付加価値の向上、市場流通への総合的な支援を行い稼げる農業への転換を支援すること。
所管課：農業企画課，農林生産流通課
【回答】 ・ 農業収益拡大への支援につきましては，令和2年度も引き続き，果樹を含む園芸作物などの生産規模の拡大や生産性向上のための機械の導入やパイプハウスに対する支援を行うとともに，県やJAうつのみやと連携し，露地野菜などの収益性の高い作物の導入支援に取り組んでまいります。 ・ 産地のブランド化や付加価値の向上，市場流通への総合的な支援につきましては，令和2年度も引き続き，本市ならではの地域文化や歴史的背景を活かしたストーリー性等の特徴のある農産物について，消費者や実需者のニーズ等を把握しながらよりニーズの高い地域でPRすることや，農業者の知識の向上や取引の機会を提供するため，マーケティング手法を習得するための販売力向上講座や流通事業者との商談会などを開催し，総合的に支援してまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

	5)【災害復旧への対応】 台風19号で被災した農地・ほ場等の復旧に全力で取り組むとともに、営農者の経営・生産支援にきめ細かな対応を図ること。 所管課：農業企画課 【回答】 ・ 台風19号で被災した農地・ほ場等の災害復旧への対応につきましては、現在、本市農業の産地力の回復・維持に向け、水稻作付の支障が最小限となりますよう、緊急性等を考慮しながら用排水路の復旧を優先して進めるなど、市が直接施工者となり、効率的かつ早期の復旧作業に取り組んでいるとともに、営農者の経営・生産支援につきましては、国などの制度を活用しながら、パイプハウス・農業用機械等の再建及び農作物の生産管理等に対する助成や、経営再開のための運転資金等の借入資金の利子補給などを実施しているところであり、被災した農業者の皆様が一日も早く営農再開できるように支援してまいります。
4	環境への負荷を低減する 4-1. 再生可能エネルギーの活用 太陽光発電設備や蓄電池の活用、バイオマス利用を推進するため、FIT（固定価格買取制度）終了後においても再生可能エネルギーや高効率給湯器を設置する市民に対する補助制度を継続し、再生可能エネルギーの普及及び活用の拡大に取り組むこと。 また、今後の設備導入が見込まれる家庭用蓄電池やHEMS等の環境負荷軽減に資する家庭用設備についての導入を促進し、必要な支援を講ずること。 所管課：環境政策課 【回答】 ・ 市民に対する再生可能エネルギーの普及及び活用の拡大、環境負荷軽減に資する家庭用設備の導入促進につきましては、令和2年度においても、太陽光と連携した蓄電池やエネファームなどを対象とした補助制度を実施する中で、住宅メーカーなどの民間事業者と連携を図りながら、効果的な周知啓発を行ってまいります。また、引き続き、家庭における再生可能エネルギーの利活用の促進や環境負荷軽減に資するとともに、自立分散型エネルギーの普及拡大につながる家庭向け補助制度を実施してまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

	4－2．排出効果ガスの抑制
	1)【輸送用機器の排出効果ガス削減】 とちぎF C V普及促進研究会等の取り組みを踏まえ、充電インフラ・水素ステーション等の整備促進に努めるとともに、市民に対する次世代環境対応車両の普及啓発に積極的に取り組むこと。 また、環境省のモデル事業として取り組みを進めるL R T沿線の低炭素化モデル事業を推進し、フィーダー交通への水素燃料の路線バスや電気バスの導入、モビリティ・マネジメントの強化等を行い、低炭素社会の実現に向けた交通体系モデルを構築すること。
	所管課：環境政策課，交通政策課
	【回答】 ・ 充電インフラ等の整備促進及び市民に対する次世代環境対応車両の普及啓発につきましては、家庭におけるF I Tの終了が、令和元年度から順次始まっておりますことから、E Vが蓄電機能としても有効に活用でき、災害時にも安定的にエネルギーを供給できることを、イベントなどの様々な機会を捉えて周知することで、次世代環境対応車両の普及に取り組むほか、水素エネルギーの活用や充電インフラ等の整備について検討してまいります。 ・ 次に低炭素社会の実現に向けた交通体系モデル構築につきましては、現在、L R T沿線をモデルエリアに、様々な環境技術を最大限活用した低炭素化策の構築に向け、燃料電池バスや電気バスなどの環境にやさしいバス車両の活用について検討を行っております。 ・ 令和2年度におきましては、国や県、バス事業者などと連携し、低炭素化に資するバス車両の導入に向けた具体的な課題の抽出とその対応策の検討を進めてまいります。 ・ また、引き続き、様々な機会を捉えたモビリティ・マネジメント施策を実施し、自動車への過度な依存から公共交通と自動車を適切に使い分けするライフスタイルへの転換に向けた市民意識の醸成を図るなど、低炭素社会の実現に向けた交通体系モデルの構築に取り組んでまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

2)【省エネルギー化の推進】

温室効果ガス排出量の多い産業・家庭・業務系部門のCO₂排出量を効果的に抑制するため、スマートシティ等の新たな環境技術を取り入れた新しいライフスタイルの提案、産業の省エネトップランナー制度の拡大支援等、エネルギーの高効率化・省エネ化など生活・産業の省エネルギー化を継続して推進すること。

所管課：環境政策課

【回答】

- ・ 省エネルギー化の推進につきましては、令和2年度においても、引き続き、業務部門である市有施設のCO₂削減策として、本庁舎のLED照明改修に取り組むほか、事業所向けに「省エネセミナー」や「省エネ出前講座」を行い、事業者への周知・啓発を充実させ、事業者の省エネ行動を促進してまいります。
- ・ また、家庭向けといたしましては、太陽光と連携した蓄電池などの設置補助を引き続き実施するほか、イベント時や広報紙などの様々な機会を通して、新たな環境技術を含む省エネ・創エネ・蓄エネの組み合わせにより、自立分散型のエネルギーを取り入れた新しいライフスタイルを広く市民等に提案し、環境負荷の低減を図ってまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

4－3．廃棄物の削減【重点項目】

焼却ごみ等の排出削減目標値が達成されるよう、ルール徹底や再資源化の更なる推進を実施するとともに、ストローや梱包材などの廃プラスチックを発生段階から抑制するための周知啓発や事業者等への指導を強化し、廃棄物の削減と再資源化を推進すること。

また、飲食店の食品ロスや賞味期限切れ食材の削減を図るため、県フードバンクとの連携や「もったいない残しま10！」運動の推進を行い、食品ロスの削減や有効活用に取り組むこと。

所管課：ごみ減量課，環境政策課，廃棄物対策課

【回答】

- ・ 焼却ごみ等の排出削減に向けたルール徹底や再資源化の推進につきましては、令和2年度においても、引き続き、自治会等における分別講習会の開催や市ホームページ等を通じた分別ルール徹底や再資源化の周知啓発を行うことに加え、廃食用油・使用済小型家電の資源化事業の推進、剪定枝の回収拠点の強化による資源化の拡充など、ごみの削減につながる様々な事業を展開してまいります。
- ・ また、廃プラスチックの発生段階における抑制につきましては、引き続き、マイバッグやマイボトル等の利用促進やエコショップ等認定事業の実施により、使い捨てプラスチック製品の使用削減に向けた啓発活動を推進するとともに、事業系一般廃棄物減量等計画書の提出を義務付けている大規模事業所等への戸別訪問指導において、廃プラスチックを含むごみの適正処理に向けた指導を徹底してまいります。
- ・ 次に、飲食店における食品ロスの削減や有効活用につきましては、引き続き、フードバンク宇都宮と連携した市イベントにおける「フードドライブ」の取組を継続するとともに、宇都宮市もったいない運動市民会議と連携した「もったいない残しま10！運動」の推進、「もったいない残しま10！運動」協力店の拡大など、市民・事業者の意識・行動改革に向けた普及啓発を行い、更なる食品廃棄物の削減に取り組んでまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

	4－4．環境保全 生物多様性や、農地・里山樹林地の保全と活用を図り、緑・水・生態系の保全と創出を推進するため、森林環境譲与税やとちぎの元気な森づくり県民税等の事業との連携を図り、森林・里山の適正な管理と保全に取り組むこと。 また、自然環境や景観と再生可能エネルギーとの調和や、メガソーラー等の太陽光パネルの強風飛散防止や適正廃棄等に対する規制・指導等を行い適正な管理に努めること。 所管課：農林生産流通課，環境政策課，景観みどり課 【回答】 ・ 森林・里山の適正な管理と保全につきましては、森林の持つ多面的機能の維持向上のため、「森林環境譲与税」や「とちぎの元気な森づくり県民税」等を活用し、民有林と市有林の間伐などによる計画的な整備を進めてまいります。 ・ 「自然環境や景観と再生可能エネルギーとの調和」及び「メガソーラー等の太陽光発電の適正な管理」につきましては、国が平成29年3月に作成した「事業計画策定ガイドライン」等に基づき、令和2年度も引き続き、関係法令の遵守や周辺環境への配慮など適正な事業運営に向けた指導等を行ってまいります。
5	雇用・労働環境の改善 働き方改革関連の法改正を踏まえ、市内企業に対する労働ルールの徹底や長時間労働の是正、女性や障がい者、高齢者等の活躍できる環境整備等に向けた指導・啓発に積極的に取り組み、働き方改革やノーマライゼーション、ディーセントワーク等の推進に向け官民共同で取り組むこと。 また、働き方改革において、時間外労働の上限規制適用外となっている行政職員に対しても、市民に対する率先・模範となるよう働き方改革の趣旨に沿った対策を講じること。 所管課：商工振興課，人事課 【回答】 ・ 働き方改革の推進につきましては、令和2年度においても、引き続き、企業向け啓発冊子「事業所便利帳」や「事業所向けセミナー」の開催を通して、長時間労働の是正など働き方改革関連の情報や事業所が利用できる各種相談窓口について紹介するほか、女性や障がい者、高齢者等が活躍できる環境整備に取り組む事業所が受けられる国等の助成金などの支援策について周知啓発に努めてまいります。さらに、労働行政を主管する栃木労働局が設置し、国・県・市町、経済・労働団体等で構成される「とちぎ公労使協働宣言会議」への参加により、女性や障がい者、高齢者等の多様な人材が活躍できる働きやすい職場づくりの推進に向け官民共同で取り組んでまいります。 ・ また、市職員につきましては、令和元年度より施行された働き方改革関連法の趣旨を踏まえ、令和2年度においても業務プロセスの抜本的な見直しによる仕事量の削減や、残業上限時間の目標設定などについて検討してまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

6	中央卸売市場 市場を取り巻く環境は、老朽化した施設の維持管理費の増加や市場外流通の増加等により、売上高の減少や施設使用料の減収等、経営環境が年々厳しくなっていることから、北関東唯一の中央卸売市場として、引き続き安全・安心な生鮮食材を安定して供給できるよう、改正市場法の利点の活用とブランド農産品のPR等を行い、集荷力、販売力の強化を図るとともに、施設整備にあたっては、宇都宮市中央卸売市場施設等整備基本計画や活性化ビジョン後期推進計画を着実に推進するための施設機能強化や営業力強化等に関する予算を確保すること。
	所管課：中央卸売市場 【回答】 ・ 集荷力、販売力の強化につきましては、令和2年6月に施行される改正卸売市場法により市場の取引の規制が緩和されることから、本市場においても集荷力・販売力の強化を図るため、12月定例会において、取引の一部自由化を定めた宇都宮市中央卸売市場業務条例の一部改正を行ったところであります。 ・ 令和2年度につきましては、改正後の業務条例に基づき、卸売業者や仲卸業者による集荷・販路拡大、顧客サービスの向上の取組が推進されるよう、中央卸売市場経営活性化事業補助金により積極的に支援していくほか、うんめ〜べ朝市などで消費者へ農産品のPRを行ってまいります。 ・ 施設整備につきましては、生鮮食料品を安定供給する基幹的インフラとしての市場の役割を強化するため、品質・衛生管理の更なる機能向上の考え方などをまとめた「宇都宮市中央卸売市場施設等整備基本計画」に基づき計画的に進めているところであります。 ・ 令和2年度も基本計画に基づき、冷蔵施設の更新など市場機能の維持・向上のための工事を行うための必要な予算の確保に努めてまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

VI. 「交通の未来都市」の実現に向けて（都市空間・交通 分野）	
1	暮らしやすく魅力ある都市空間の形成 1－1. JR宇都宮駅東口地区整備事業 締結した事業契約に基づき着実に事業を進捗させるとともに、MICEの誘致等への産官学民連携の仕組みづくりや整備事業隣接地域への民間活力流入策を併せて検討し、経済効果の最大化に取り組むこと。 所管課：駅東口整備室、観光交流課 【回答】 ・ 宇都宮駅東口地区の整備につきましては、平成31年1月に市と事業者である「うつのみやシンフォニー」との間で事業契約を締結し、この事業契約に基づき、事業者におきまして、コンベンション施設などの設計を進めるとともに、令和元年10月に自転車駐車場の工事を開始したところであり、令和2年度については、コンベンション施設や商業施設など、設計が完了する施設から順次、工事に着手し、着実に事業を進めてまいります。 ・ また、本市におきましては、コンベンション施設の開館直後から、学会などのMICEを開催するため、令和元年5月から大学や企業などMICE主催者への誘致活動を行うとともに、MICE誘致を効果的に行うため、官民が一体となった誘致の仕組みづくりや、地元事業者等と連携したアフターコンベンションの提供などについて、宇都宮観光コンベンション協会やコンベンション施設運営予定者とともに、検討しているところであります。 ・ 令和2年度につきましては、引き続き、積極的なMICE誘致に取り組むとともに、大学や企業などを含めた誘致体制の整備や、中心市街地のホテルや飲食店と連携したアフターコンベンションの企画開発など、MICEの経済効果を高めるための取組を具体的に進めてまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

1－2. J R宇都宮駅西口周辺地区整備基本計画の策定

J R宇都宮駅西口周辺地区は、地権者による市街地再開発や民間事業者等による開発の動向に機運の高まりが見られることから、SDGs 未来都市を体現できるよう、L R Tの導入を見据えた、バス、タクシー、自動車、自転車等との多様な交通結節点としての円滑な動線整理や賑わいを創出する歩行者中心のまちづくり、緑と潤いのある都市空間の形成等、魅力的かつ機能的な都市空間形成を推進し、市街地再開発事業等の周辺まちづくりと連携した整備基本計画の早期策定、都市計画への反映に取り組むこと。

所管課：市街地整備課

【回答】

- ・ J R宇都宮駅西口周辺地区につきましては、L R Tの導入を見据えた駅前広場の再整備と市街地再開発事業などの周辺の土地利用を一体的に進められるよう、地権者や事業者などとのより緊密な連携協力のもと、「J R宇都宮駅西口周辺地区整備基本計画」の策定に取り組むことが重要であると考えております。
- ・ 整備基本計画の策定に向けましては、L R Tに関する専門的な検討を行う「芳賀・宇都宮基幹公共交通検討委員会」の専門部会である「交通結節点等基盤整備部会」と「L R Tまちづくり部会」の両部会が連携しながら、交通結節機能の強化や、歩行者の回遊性向上と緑や憩い空間の創出に向けた都市空間の形成が図られるよう、総合的に検討を進めているところであります。
- ・ また、駅前広場に隣接する市街地再開発事業の事業化に向けましては、「J R宇都宮駅西口地区まちづくり協議会」へのコンサルタント派遣による継続的な支援により、まちづくり協議会におきましても、駅前広場と市街地再開発事業の一体的な整備や、広域交流拠点に相応しい商業施設や観光施設などの都市機能の導入について調査・検討を行っているところであり、令和2年度についても、両部会での検討を進めるとともに、まちづくり協議会と更なる連携を図りながら、SDGs 未来都市としての魅力的かつ機能的な広域交流拠点の形成に向け、スピード感を持って、整備基本計画策定の取組を進め、都市計画に反映してまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

2	快適な住環境と自然豊かな都市環境の創出
	2－1．ネットワーク型コンパクトシティの形成 これまで取組を進めてきた立地適正化計画や市街化調整区域の整備及び保全の方針、集落地域における地区計画制度を活用した居住の誘導を着実に推進するため、生活利便施設の集積状況や居住の動向等を定期的に検証し、必要な措置を講ずること。 また、各拠点の形成にあたっては地域・住民とのまちづくりに対する連携が重要であることから、事業の進捗や意見交換を適宜行い地域協働のまちづくりを推進すること。
	所管課：都市計画課
	【回答】 ・ ネットワーク型コンパクトシティの形成につきましては、「立地適正化計画」や「市街化調整区域の整備及び保全の方針」に基づき、各拠点等に居住や都市機能の誘導を着実に推進するため、令和2年度においても、引き続き、医療・福祉、商業等の生活利便施設の集積状況や人口動態等を把握するとともに、拠点形成の状況や各種誘導策の効果を検証しながら、都市拠点や地域拠点などの「拠点化」や、階層性のある公共交通ネットワークの構築等を促進してまいります。 ・ また、拠点形成にあたりましては、市民や事業者の理解と協力が欠かせないことから、令和2年度におきましても、引き続き、地域の皆様とともに、出前講座や意見交換会などを通して、地域の実情や意向を把握しながら、地域協働による持続可能なまちづくりに取り組んでまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

3	誰もが快適に移動できる総合的な交通ネットワークの構築
	3－1. 総合的な公共交通ネットワークの構築
	1) 【第2次宇都宮市交通戦略の推進】【重点項目】
	第2次宇都宮市交通戦略に定めた施策事業を着実に具現化し、公共交通ネットワークの構築を市民に理解を得ながら進めること。 また、自動車運転免許証の返納者を含む高齢者や障がい者等の交通弱者に対する公共交通利用上の優遇制度や市街地部の地域内交通の在り方等に改善すべき課題が見られることから、都市部の特性に応じた交通弱者対策の構築や経済的な負担の軽減策を拡充する等の対策を講じること。
	所管課：交通政策課
	【回答】
	- 本市では、平成31年3月に策定した「第2次宇都宮都市交通戦略」におきまして、鉄道やLRT、バス、地域内交通などの交通手段が効果的・効率的に連携した階層性のある公共交通ネットワークを目指す都市交通の将来像として明らかにするとともに、幹線バス路線の運行本数の維持・充実や運賃負担の軽減などを目標として掲げたほか、都市交通戦略の推進により、公共交通がどのように充実していくのかについて、エリア別にイメージ図を用いてお示しするとともに、市民の生活がどのように良くなるのかについても、イラストを用いて分かりやすくお示したところであります。 - 令和2年度におきましても、引き続き、LRTの整備やバス路線の再編、交通ICカードの導入などの都市交通戦略に掲げた施策・事業に着実に取り組むとともに、都市交通戦略でお示したイメージ図やイラストなどを活用しながら、各取組の進捗状況をお知らせするなど、市民理解の促進に努めてまいります。 - また、本市では、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが安全で快適に移動できるよう、公共交通ネットワークの構築と併せ、運賃負担の軽減を図ることで、公共交通を利用しやすい環境を整備することが重要であると考えておりますことから、現在、バスの上限運賃制度の導入を検討しているところであり、令和2年度におきましても、引き続き、バスへの交通ICカードの導入と合わせた上限運賃制度等の実施を目指し、検討を進めてまいります。 - さらに、本市におきましては、市街地部における高齢化の進行に伴い、病院や買い物など、日常生活の移動手段の確保に対するニーズが高まってきていることから、平成28年1月に「市街地部における生活交通確保ガイドライン」を策定し、路線バスやタクシー等の公共交通が充実している市街地部において、既存公共交通との適切な役割分担のもと、バス路線やタクシー車両の活用を基本としつつ、地域の実情や検討意向を踏まえながら、地域と一体となって生活交通の確保に取り組んでいるところであります。 - 令和2年度以降におきましても、引き続き、「市街地部における生活交通確保ガイドライン」に基づき、各地域における公共交通の配置状況や利用ニーズなどを踏まえながら、それぞれの地域にふさわしい生活交通の確保に取り組んでまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

2)【地域連携 I Cカードの導入】

地域連携 I Cカードの導入に向け、2021年春に先行導入を予定しているバスに対する導入支援を着実にを行うとともに、導入に合わせ公共交通への転換や利用者増を推進するためのモビリティ・マネジメントに関する施策や広報を充実させ I Cカードの導入と普及の促進に取り組むこと。

所管課：交通政策課

【回答】

- ・ 地域連携 I Cカードの導入につきましては、現在、交通事業者におきまして、システムや機器の設計及び開発に着手したところであり、令和2年度においても、引き続き、令和3年春の I Cカードのバスへの先行導入に向けて、交通事業者が行うシステムや機器の設計及び開発を支援してまいります。
- ・ また、地域連携 I Cカードの普及促進につきましては、 I Cカードの導入や利用方法の周知など、交通事業者が行う普及促進の取組を支援するとともに、 I Cカードを活用した高齢者外出支援事業など、本市が行う地域独自サービスの周知を図ることにより、 I Cカードの普及促進と公共交通の利用促進に取り組んでまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

3)【LRT整備事業】

J R宇都宮駅西側への延伸ルートを含めた全体計画を早急に提示し、市民理解を着実に得ながら事業を推進するとともに、事業用地の取得が進められている地域においては、地権者や利害関係者に対して丁寧かつ真摯な対応を徹底すること。

また、LRTの導入前と導入後で公共交通に対する市民意識がどのように変わるのかを定量的に把握するため、世論調査に必要な項目を追加し世論の把握に努めること。

所管課：LRT企画課、LRT整備課、建設用地室、交通政策課、都市計画課

【回答】

- ・ J R宇都宮駅西側へのLRT延伸につきましては、令和2年度においても引き続き、「芳賀・宇都宮基幹公共交通検討委員会」の専門部会である「LRTまちづくり部会」、「交通結節点等基盤整備部会」での議論や、地元商店街、沿線住民との意見交換を行いながら、駅西側のLRT整備内容を具体化してまいりたいと考えており、その中で駅東側を含めた全体計画をお示してまいります。
- ・ また、LRT事業に係る市民理解の促進につきましては、これまでと同様、事業の進捗に応じ、オープンハウスや出前講座など、あらゆる機会を捉え、市民の皆様への丁寧な説明に努めてまいります。
- ・ J R宇都宮駅東側の優先整備区間における事業用地の取得につきましては、補償等に合意を頂いた方々から順次契約を締結しており、引き続き、常に権利者の立場に立った丁寧な説明を行うとともに、地権者個々の事情に配慮した交渉を行うことで、事業にご理解・ご協力を頂けるよう取り組んでまいります。
- ・ 公共交通に対する市民意識の変化につきましては、これまで、毎年実施している「市政に関する世論調査」において、「公共交通の充実に向けた取組」に対する市民満足度調査を行うとともに、「県央広域都市圏生活行動実態調査」や「バスの乗り込み調査」を行うなど、公共交通の利用実態の把握に努めてきたところであります。
- ・ 令和2年度以降につきましても、引き続き、「市政に関する世論調査」において、「公共交通の充実に向けた取組」に対する市民満足度の調査を行うとともに、「宇都宮市総合計画」や「宇都宮都市交通戦略」等の改定などの機会を捉え、必要に応じて、世論の把握に努めてまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

	3-2. 道路インフラの整備
	1) 【渋滞対策の推進】 テクノポリス周辺地区の慢性的な渋滞を解消するため、宇都宮テクノ街道（2号橋）の4車線化、常総・宇都宮東部連絡道路宇都宮高根沢バイパスの早急な整備を、国や県など関連機関と連携のもと推進するとともに、産業通りの早期4車線化（歩道、自転車専用レーンの整備も含む）や、国道123号線・鬼怒通り交差点の立体交差化等を計画的に進めること。
	所管課：技術監理課，道路建設課
	【回答】 ・ 宇都宮テクノ街道や常総・宇都宮東部連絡道路宇都宮高根沢バイパスの整備につきましては、県において、暫定2車線で供用している区間の4車線化に向け、整備を実施しているところであります。 ・ 令和2年度におきましても、引き続き、関係市町とともに、県に対しまして両路線の早期完成を要望してまいります。 ・ 次に、産業通りの4車線化につきましては、国道123号との交差点部において、交通量推計等の検証や交通管理者との協議により、平面交差での交通処理が可能であると判断しましたことから、歩道や自転車専用通行帯の整備と併せ、交差点改良を実施する計画であります。 ・ 令和2年度につきましては、引き続き、地域の皆様のご理解とご協力をいただきながら用地取得に取り組み、交差点部の整備を優先して進めてまいります。 ・ また、鬼怒通りとの交差点部におきましては、鬼怒通りの拡幅に合せて整備を行ってまいります。 ・ 今後も関係機関と連携を図りながら、円滑な道路交通の確保に努めてまいります。
	2) 【歩道の整備及び安全対策の推進】 高齢者による交通事故や児童・生徒・園児等が巻き込まれる重篤な事件・事故が増加していることから、事故件数が多い路線の歩道整備や交差点における安全対策等の強化に取り組むこと。
	所管課：技術監理課，道路建設課
	【回答】 ・ 本市におきましては、児童・生徒・園児をはじめ、すべての道路通行者を交通事故から守るため、道路の安全対策の強化に取り組んでおります。 ・ 歩道整備につきましては、令和2年度においても、引き続き、古里中学校の通学路である市道20042号線の整備を進めるほか、石井小学校の通学路である市道356号線の道路拡幅のための用地取得などを進めてまいります。 ・ また、交差点の安全対策につきましては、日々の道路パトロールや学校、栃木県警察、道路管理者等による合同点検などの結果を踏まえ、路面標示やガードレールの設置等、道路状況に応じた安全対策を講じてまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

3)【道路の維持修繕】 劣化による道路破損等に対する対策が必要であるため、予防保全の取り組みを推進するとともに、予防保全と破損修繕に必要な予算を増額し、近年増加する傾向にある道路管理瑕疵による事故の防止策を早急に講じること。
所管課：道路保全課
【回答】 道路施設の維持修繕につきましては、橋梁や道路舗装の長寿命化修繕計画に加え、令和元年度に「宇都宮市横断歩道橋長寿命化修繕計画」を策定し、予防保全型の維持管理による計画的な修繕を進めているところであります。令和2年度においても、各計画に基づき、鬼怒橋の橋梁維持修繕工事、競輪場通りの舗装修繕工事などの予防保全の取り組みを推進するとともに、道路パトロールなどによる損傷個所の早期発見、早期修繕を行うことで道路管理瑕疵による事故の防止を図り、安全・安心な道路通行の確保に努めてまいります。
3－3．自転車のまちの推進
1)【自転車法令の遵守】 道路交通法の遵守に向けて、市民への広報・啓発活動の充実を図ること。特に、自転車事故の割合が増加している高齢者や中高生に対する交通安全教育・指導の充実に継続して取り組むとともに、安全運転義務違反に該当する携帯電話やヘッドホンで音楽を聴く等の「ながら」行為（歩行者も含む）への指導強化を図ること。
所管課：生活安心課
【回答】 - 自転車法令の遵守につきましては、令和2年度においても、引き続き、自転車の交通ルールの習得や危険予測能力の向上に効果がある「自転車シミュレーターを活用した高齢者自転車教室」や、中高生を対象とした「宇都宮ブリッツェンと連携した自転車安全利用教室」など、参加・体験型の交通安全教育を推進してまいります。 - また、携帯電話等の「ながら」行為につきましても、引き続き、広報紙や啓発チラシなどを通して、その危険性等について周知するほか、警察や学校、地域と連携し、直接、自転車利用者に交通ルール遵守やマナー向上を呼び掛ける街頭指導を実施してまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

	2)【ヘルメットの着用促進】 自転車事故が全国的に増加する傾向にあることから、ヘルメットの着用や、任意保険の加入等の指導効果に実効性を持たせるため、自転車に関する条例制定についても検討を行い、自転車のまち宇都宮に相応しい市民の育成を図ること。 また、ヘルメット着用指導の強化を行うとともに、購入助成制度の検討を行うこと。
	所管課：生活安心課
	【回答】 ・ 自転車保険の加入につきましては、国において、都道府県・政令指定都市に対し、保険加入を義務とする標準条例が示され、都道府県を中心に条例制定や既存条例の改正の動きがありますことから、令和2年度につきましては、県において早期に条例が制定されるよう要望してまいります。 ・ また、ヘルメットの着用や任意保険の加入等に向け、引き続き、自転車販売店と連携した周知啓発や交通安全教室におけるヘルメットの着用指導など、ヘルメットの普及啓発や保険の加入促進に取り組みながら、自転車利用者の安全確保に努めてまいります。
	3)【自転車走行空間の整備】 自転車走行空間の整備は利用者の安全を第一に、道路空間の再配分も含め必要な幅員の確保や通行帯の明確化に取り組むなど、計画的な整備を行うこと。 また、車線の逆走や歩行者へのマナー違反等の危険行為等を改善するための指導・取り締まりを警察・地域団体等とともに強化し、自転車運転マナーの向上に取り組むこと。
	所管課：道路建設課、生活安心課
	【回答】 ・ 自転車走行空間の整備につきましては、引き続き、「自転車のまち推進計画後期計画」に位置づけた自転車ネットワーク路線について、現況の道路幅員や交通量などの道路状況に応じ、自転車専用通行帯や矢羽根型の路面表示などの整備手法を用いて、自転車が安全で快適に利用できる走行空間の整備延伸に取り組んでまいります。 ・ また、令和元年度に現計画の改定に向けた基礎調査を実施しており、その結果を踏まえ、新たな自転車ネットワーク路線案について検討し、今後策定予定の次期計画に反映させてまいります。 ・ さらに、自転車利用者の法令遵守等につきましては、令和2年度においても、引き続き、警察や学校、地域等と連携し、直接、自転車利用者呼び掛けを行う街頭指導や自転車安全利用チラシによる啓発を実施するなど、自転車利用者の意識向上に取り組んでまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

	4)【サイクリングロードの整備】 鬼怒川、田川、山田川、姿川のサイクリングロード整備を計画的に行うとともに、休憩施設や自転車の駅の効果的な配置等、利用者の利便性を考慮した魅力的なサイクリングルート of 整備を行うこと。 また、河川沿いのサイクリングロードでは照明等が不足しているため、夜間走行に必要な照明・反射板等の安全対策を行うこと。
	所管課：道路建設課
	【回答】 - サイクリングロード整備や魅力的なサイクリングルートの設定につきましては、引き続き、「自転車のまち推進計画後期計画」に基づき、河川管理者である国や県と協議調整を図りながら計画的なサイクリングロードの整備に取り組むとともに、令和元年度に現計画の改定に向けた基礎調査を実施しており、その結果を踏まえ、広域的なサイクリングルートや自転車の駅の増設などについて検討し、今後策定予定の次期計画に反映させてまいります。 - また、サイクリングロードの安全対策につきましては、令和2年度においても、引き続き、車止めなどへの反射テープ等による視認性の向上に取り組み、安全な走行環境の確保に努めてまいります。
	5)【レンタサイクル・シェアサイクルの拡充】 レンタサイクルやシェアサイクル等、市民や来訪者が気軽に自転車を移動手段として選択できるよう、施策・事業の拡充を図ること。 また、事業の推進にあたっては、民間事業者や市街地再開発等との連携を強化し、利用環境の改善や利便性の強化を行うこと。
	所管課：道路建設課，道路保全課
	【回答】 - レンタサイクルやシェアサイクル事業につきましては、令和元年度に、現行のレンタサイクルの利用状況やシェアサイクルの利用意向などのニーズ調査を行い、調査結果の分析を行っているところであります。 - 令和2年度につきましては、調査結果に基づき、各種事業などとの連携による拡充も視野に入れながら、本市に適したレンタサイクル事業について検討してまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

Ⅶ. 行財政改革	
1	財政運営 今後、人口減少や超高齢社会の本格的なピークを迎えるにあたり、社会保障費の増加や老朽化した公共施設・都市機能等の維持・更新等に多額の費用が必要になることから、残高が減少している各種基金の涵養と計画的な積み増しに努めるとともに、効率的な行政運営や行財政改革に取り組み、中長期的な財政の健全性・安全性を確保すること。 所管課：財政課，行政改革課 【回答】 - 各種基金につきましては、令和2年度においても、社会経済環境の変化に対応できる残高を確保しつつ計画的かつ効果的に活用を図るとともに、決算剰余金や公有財産の貸付・処分により生じた収益の活用などにより、その涵養に努めてまいります。 - 中長期的な財政の健全性・安全性の確保につきましては、公民連携やICTの更なる利活用などにより効果的・効率的な行政運営に取り組むとともに、事務事業の継続的な改善や行政経営資源配分の最適化などによる行財政改革を徹底し、将来にわたり持続可能な財政運営の確立を図ってまいります。

令和2年度 市民連合予算化要望

2	人材育成・組織体制の強化 多様化・複雑化する行政ニーズや社会課題に適切に対応していくためには、職員の人材確保や資質・能力の育成向上が不可欠であることから、働き方改革関連法の趣旨に沿った労働環境の整備や職員教育の充実を行うとともに、A IやI C T等の効果的な導入等を行うなど課題対応力の強化を図ること。 また、組織改革においては、文化・スポーツ部門の市長部局化や地域共生社会の実現を見据えた地域包括ケアシステムの推進体制強化等、本市の目指す未来都市うつのみやの実現に向けた組織体制の構築に積極的に取り組むこと。 所管課：人事課 【回答】 ・ 本市におきましては、今後も、働き方改革関連法の趣旨を踏まえ、R P AなどのI C Tの本格的な活用に向けた具体的な検討に取り組むとともに、業務改善や残業上限時間についての目標設定を検討するなど、職員が生き生きとやりがいを持って働くことのできる職場環境の整備に向けて取り組んでまいります。 ・ また、本市職員の人材育成につきましては、「人材育成基本方針」に基づき研修を実施するなど、引き続き、計画的・継続的な人材育成に取り組むとともに、令和2年度においては、部下の育成や業務管理を担う管理監督職のマネジメント力を向上させるため、管理監督職向けの研修を充実してまいります。 ・ 令和2年度以降の組織体制の構築につきましては、令和元年度、改定に取り組んでいる「組織整備・定員適正化に関する方針」において、人口減少や少子高齢化の進行などの社会環境の変化を踏まえた行政需要の動向を見極めながら、「健康・福祉」や「魅力創造・交流」などの未来都市の実現に向けた多様な課題に、各部局の専門性を生かしつつ、部局横断的な連携のもとでの的確・迅速に対応できるよう、効果的な組織整備に係る方針を盛り込み、取組を推進してまいります。
---	--